

～廃棄物の適正処理について～
(産業廃棄物処理業者研修資料)

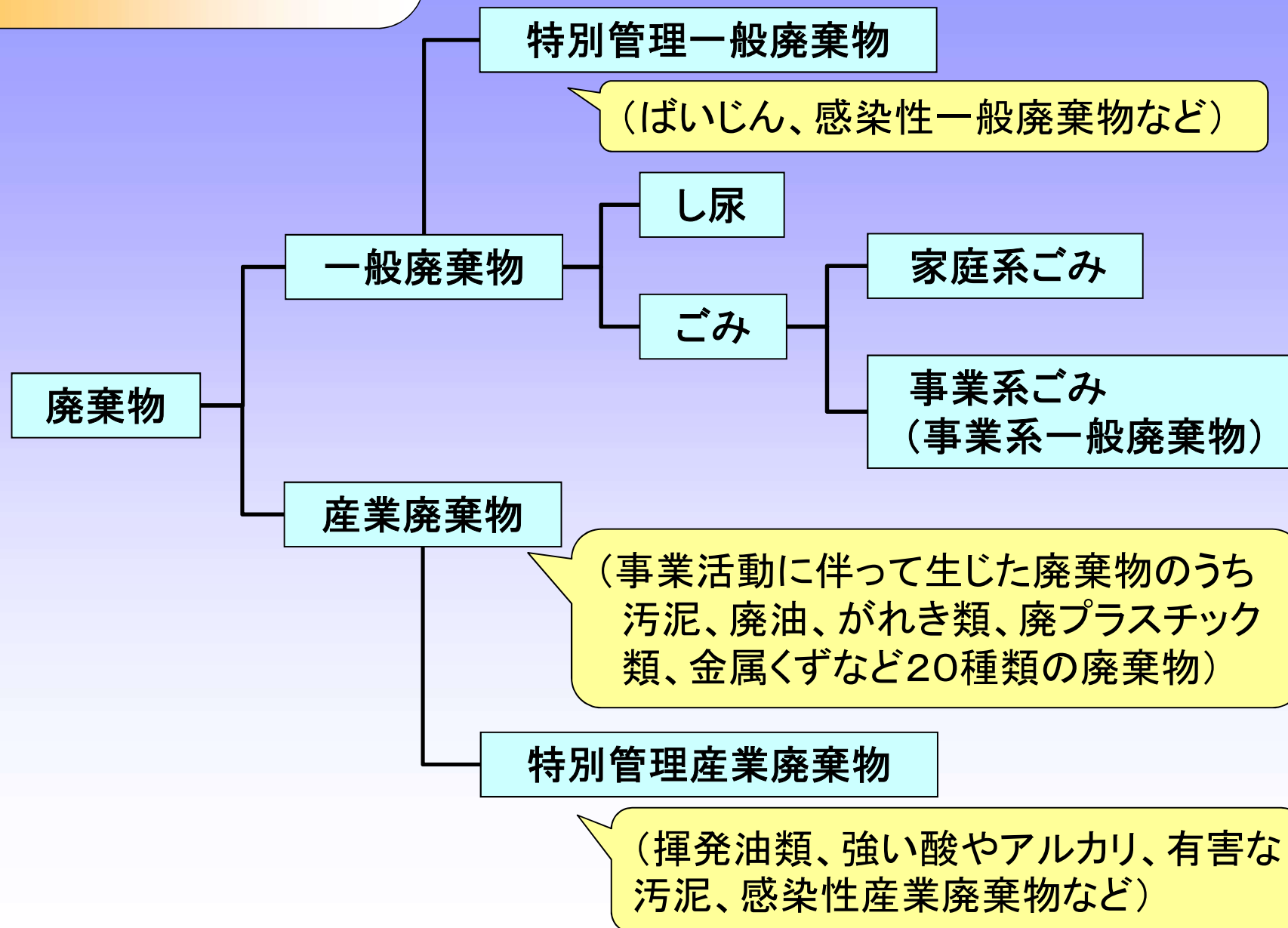
熊本県 循環社会推進課

説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正等事項について

1. 廃棄物の分類と具体例について

廃棄物の分類



産業廃棄物の種類と具体例

あらゆる事業活動に伴うもの(その1)

種 類	具 体 例
①燃えがら	石炭がら、炉清掃掃出物、焼却残灰、活性炭 等
②汚泥	排水処理及び製造工程において生ずる泥状物で有機性及び無機性すべてのもの(下水汚泥、建設汚泥、碎石スラッジ、不良セメント、活性炭かす、バフくず、廃サンドブラスト(塗料かす含むもの) 等)
③廃油	鉱物性油及び動植物性油(グリース、重油、溶剤、アルコール、ビルジ、タールピッチ 等)
④廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液(酸性の果物ジュース、焼酎粕)
⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液(黒液、石灰水)
⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物(廃タイヤ、塗料かす)

あらゆる事業活動に伴うもの(その2)

種 類	具 体 例
⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
⑧金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず 等
⑨ガラスくず、コン クリートくず及び 陶磁器くず	ガラスくず、ガラス繊維くず、廃空き瓶、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず、廃石膏ボード、瓦破片 等
⑩鉱さい	高炉、電気炉等の残さい(スラグ)、キューポラのノロ、鑄物廃砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす 等
⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これに類する各種廃材
⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの

特定の事業活動に伴うもの(その1)

種 類	具 体 例
⑬紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。以下同様。)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
⑭木くず	建設業に係るもの、木材・木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず、貨物流通のために使用したパレット 等
⑮繊維くず	建設業に係るもの、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず(畳、レーヨンくず、ロープ等)
⑯動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等)

特定の事業活動に伴うもの(その2)

種 類	具 体 例
⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
⑱動物のふん尿	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等のふん尿
⑲動物の死体	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等の死体
⑳上記①から⑲までの産業廃棄物を処分するために処理したものであって、①～⑲までのいずれにも該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固型化物、焼却灰の溶融固化物、死亡牛の化製業者から発生する廃肉骨粉 等

※⑬～⑳は、具体例に書かれているような業種の事業所から排出されるもののみが産業廃棄物になります。

特別管理産業廃棄物の種類と具体例

種 類	説 明
廃油	揮発性油、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く。）（これらの油を使用することによって排出される、引火点が70℃未満の廃油）
廃酸	pH2.0以下の廃酸
廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ
感染性廃棄物 *	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ又は付着しているおそれのあるもの

* : 排出元の施設限定あり

特定有害産業廃棄物（その1）

種 類	説 明
廃PCB	廃PCB及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、又は封入された廃プラスチック類若しくは金属くず
PCB処理物	廃PCBなど又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
廃水銀等	①特定の施設において生じた廃水銀等 ②水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 ③廃水銀等処理物で基準不適合のもの
指定下水汚泥	下水道法施行例第13条の4の規定により指定された汚泥

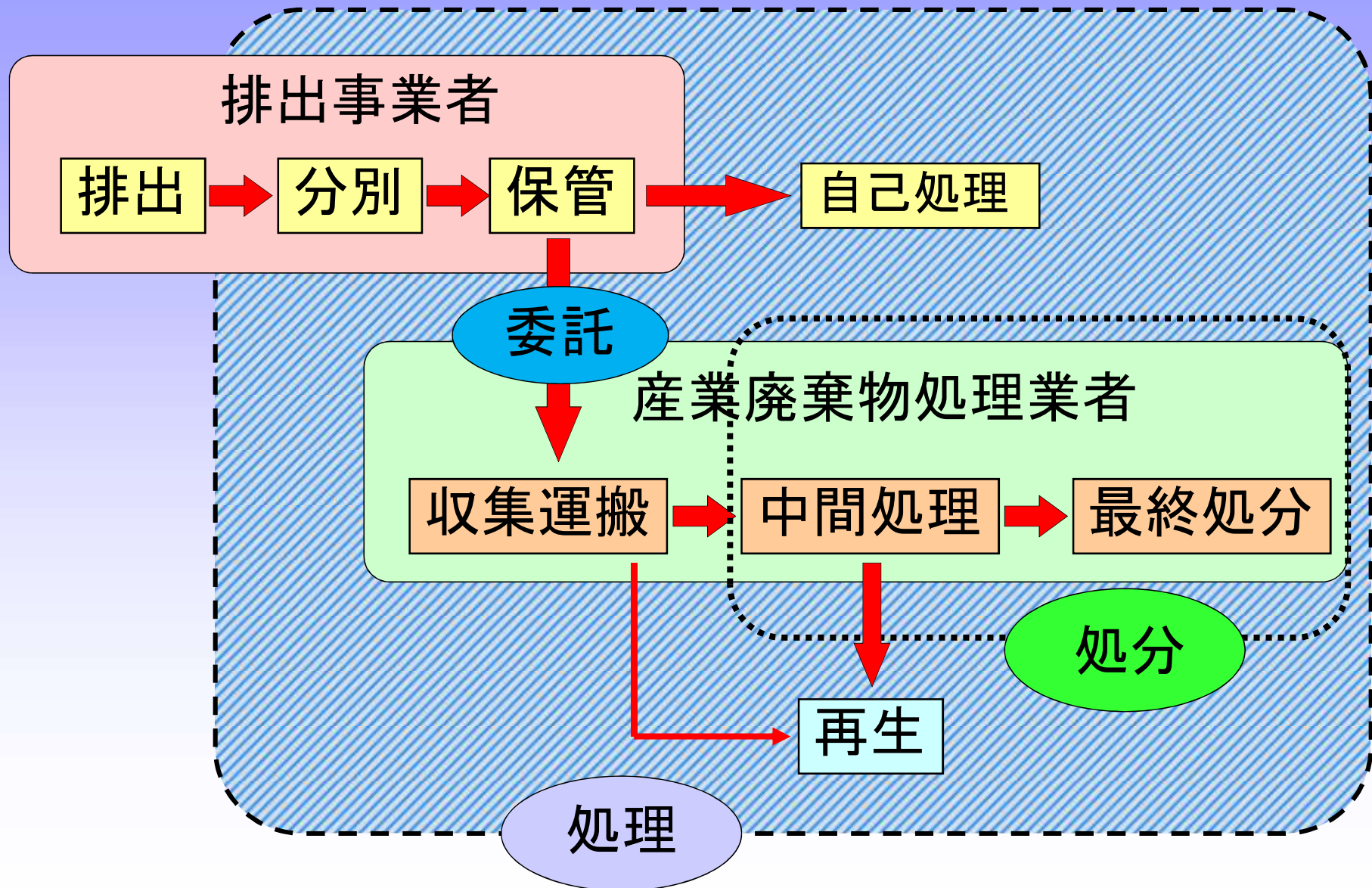
特定有害産業廃棄物（その2）

種 類	説 明
鉍さい	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの
廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
燃え殻＊	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの
ばいじん＊	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの
廃油＊	有機塩素化合物、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むもの
汚泥、廃酸 又は廃アルカリ＊	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの

＊：排出元の施設限定あり

2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について

廃棄物の処理の流れ



一般廃棄物処理基準及び産業廃棄物処理基準

■ 一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬に係る共通基準

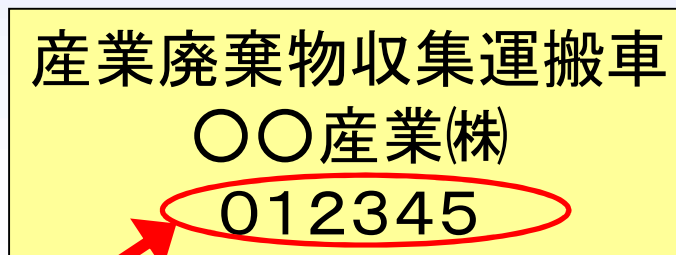
- 廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

■ 一般廃棄物の収集運搬に係る個別基準

市町村が定めた車両ステッカーの貼付けを条例等で義務化しているところもある

■ 産業廃棄物の収集運搬に係る個別基準

産業廃棄物収集運搬車両への表示



許可番号の下6桁(文字の大きさも規定あり)

一般廃棄物又は産業廃棄物の保管

■保管基準

事業場において廃棄物が運搬されるまでの保管方法に関する基準

- 周囲に囲いが設けられていること。
- 見やすい箇所に廃棄物の保管の場所である等の必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

表示板の例(規則第1条の5)

一般廃棄物の保管施設		60cm以上
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(木くず)	
最大保管量、高さ	最大保管量: 10ton、高さ: 2.0m	
管理者の名称	〇〇産業(株) 管理部	
管理者の氏名	〇〇産業(株) 管理部 管理課 〇〇太郎	
連絡先	096-321-0011 内線 1234	

← 60cm以上 →

- 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないような措置を講ずること。
- ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

産業廃棄物処理業の許可の取消し

許可の取消要件に該当した場合、産業廃棄物処理業の許可は取り消される。

※ 廃棄物処理法

第14条の3の2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その**許可を取り消さなければならない**。

一～六 (**法第14条第5項他**) **※必ず取り消されます。**

2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第2号(**施設・能力の基準不適合**)又は第3号(**許可条件違反**)のいずれかに該当するときは、その**許可を取り消すことができる**。

許可の取消要件(抜粋)

許可の取消要件

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 欠格要件に該当（法第14条第5項他）・ 無許可営業（法第25条第1項第1号）・ 不正手段による営業許可取得（同項第2号）・ 無許可事業範囲変更（同項第3号）・ 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第4号）・ 事業停止命令違反、措置命令違反（同項第5号）・ 委託基準違反（同項第6号）・ 名義貸しの禁止違反（同項第7号）・ 施設無許可設置（同項第8号）・ 不正手段による施設設置許可取得（同項第9号）・ 施設無許可変更（同項第10号） | <ul style="list-style-type: none">・ 不正手段による施設変更許可取得（法第25条第1項第11号）・ 受託禁止違反（同項13号）・ 不法投棄（同項第14号）・ 不法焼却（同項第15号）・ 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第16号）・ 委託基準違反、再委託禁止違反（第26条第1号）・ 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第2号）・ 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第3号）・ 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第6号） |
|---|--|

欠格要件①

欠格要件一覧

法第14条第5項第2号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人の役員又は政令使用人がイ又はロに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令使用人がイ又はロに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

欠格要件②

●法第7条第5項第4号

イ **心身の故障**によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ **破産開始手続開始の決定**を受けて復権を得ない者

ハ **禁錮以上の刑に処せられ**、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から**5年**を経過しない者

※どんな法律の禁錮刑であっても該当し、執行猶予中も該当

ニ(1) **次に掲げる法令(環境法令)等に違反し、罰金の刑に処せられ**、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から**5年**を経過しない者

①廃掃法、②浄化槽法、③生活環境保全法令(大防法、騒音規制法、海洋汚染防止法、水濁法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入規制法、ダイオキシン特措法、PCB特措法)、④①～③の法令に基づく処分

欠格要件③

●法第7条第5項第4号

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) 次に掲げる罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

・刑法(傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫、背任)、暴力行為等処罰ニ関スル法律

ホ 次に掲げる許可取消しの日から5年を経過しない者(取り消された者が法人の場合は取消しに係る聴聞の通知の日前60日以内に当該取消しに係る法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

①一廃収運業・処分業許可取消し、②産廃収運業・処分業許可取消し、③浄化槽法第41条第2項の規定による許可取消し

欠格要件④

●法第7条第5項第4号

へ 次に掲げる聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の全部の廃止の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

①一廃収運業・処分業許可、②産廃収運業・処分業許可、③浄化槽法第41条第2項の規定による許可

※取消しに係る聴聞通知後に廃止しても欠格に該当

ト 上記へに規定する期間内に次に掲げる業の全部の廃止の届出があった場合において、聴聞通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令使用人であった者又は当該届出に係る個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

①一廃収運業・処分業許可、②産廃収運業・処分業許可、③浄化槽法第41条第2項の規定による許可

※聴聞通知の60日前までに役員だった者も欠格要件に該当

欠格要件⑤

●法第7条第5項第4号

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれ※がある
と認めるに足りる相当の理由がある者

※繰り返し許可の取消処分を受けている、廃掃法や環境関連法令で公訴を提起されていたり違反を繰り返している、他法令に違反して繰り返し罰金以下の刑に処せられている、暴力団を利用している、これらと同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる 等

※参考:「役員」とは？

→ 法第7条第5項第4号ホの後段に記載あり

「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」

...“5%以上出資者”、“普段から従業員に指示している社長の親族”等

年間数件の許可の取消案件が見られる。

産業廃棄物処理業の許可取消し



排出事業者に迷惑をかけることになる。

社会的信用の失墜 → 会社存続の危機

- 今一度、許可の取消要件を確認すること。
- 取消要件に該当するようなことは絶対にしないこと。
- 万が一、**欠格要件に該当した場合には、県に届け出ること**(法第7条の2第4項(14条の2 第3項、14条の5第3項の準用)に規定。罰則あり。)

4.排出事業者責任について

排出事業者責任について

「排出事業者責任」とは？

産業廃棄物を処理する責任は、その産業廃棄物を排出した事業者にある。

※廃棄物処理法第3条第1項（事業者の責務）

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任**において**適正に処理**しなければならない。」

処理の方法

自己処理

事業者自ら処理

委託処理

「産業廃棄物処理業者」に処理を委託

排出事業者の守るべき事項

処理基準

- ・産業廃棄物
(政令第6条)
- ・特別管理産業廃棄物
(政令第6条の4)

排出事業者

排出

分別

保管

自己処理

(政令第6条の4)

保管基準

- ・産業廃棄物
(政令第8条)
- ・特別管理産業廃棄物
(政令第8条の12)
- ・事前届出
(事業場保管: 300㎡以上、建設工事に伴う廃棄物のみ等)

委託

産業廃棄物処理業者

収集運搬

中間処理

最終処分

処分

再生

処理

委託基準

- ・産業廃棄物
(政令第6条の2)
- ・特別管理産業廃棄物
(政令第6条の6)

排出事業者責任を果たすために

■ 不法投棄は絶対しない。

- ・生活環境に多大な影響を及ぼすおそれあり。
- ・不法投棄した事業者(個人、法人)には、懲役や罰金*が科せられる。
- ・自治体から原状回復を命令されることがある。

■ 違法焼却(野焼き等)は絶対しない。

- ・法で定める方法による場合や政令第14条に規定する一部の例外を除き、原則禁止されている。
- ・違法焼却した者(個人、法人)には、懲役や罰金*が科せられる。



社会的信用の失墜 → 会社存続の危機

* : 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科

排出事業者責任を果たすために

■ 処理委託しても排出事業者責任はなくなる。

- ・ 廃棄物の処理を処理業者に委託した場合でも、その責任が排出事業者からなくなることはない。
- ・ 委託した処理業者が不法投棄をした場合、直接投棄した処理業者に原状回復能力がないと、排出事業者が責任を追及される。



● 適正な価格で委託

- ・ 極端に安い価格で委託しない。

● 廃棄物の処理状況を常にチェック

- ・ 廃棄物の処理を委託する場合、信頼できる業者に委託する。
- ・ 常に処理状況を確認することが大切。
- ・ 電子マニフェストの活用 → 処理状況の確認が容易。

● 優良産廃処理業者認定制度を活用

- ・ 認定事業者は遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定。
- ・ 電子マニフェストに対応済み。

産業廃棄物の委託処理

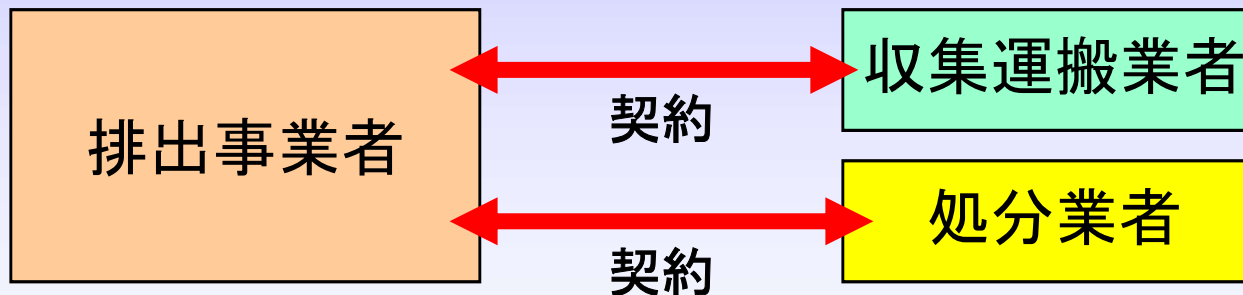
- 許可を持っている収集運搬業者又は処分業者に委託すること

- 委託契約は書面で行うこと

契約書には許可証の写しが添付されていること

委託契約書及び書面は契約終了日から5年間保存

- 収集運搬業者、処分業者とそれぞれ契約すること



- 排出事業者はマニフェスト又は電子マニフェストを使用し最終処分されるまで適正に処理されたことを確認すること

委託契約書に記載する事項

- 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地、処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、方法及び施設の処理能力
- 処分（最終処分を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、方法及び施設の処理能力
- その他環境省令で定める事項

排出事業者責任を果たすためには？

排出事業者責任に基づく措置に係る チェックリスト

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

平成29年6月

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k060.pdf>

○廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト(簡易版)

1 処理業者の選択は適切ですか？

- ☐ 許可証によって許可品目、有効期限、処理能力を確認した。
- ☐ 収集・運搬業者は、現場と処分先の両方の都道府県知事（政令市長）の許可を有している。
- ☐ 処理施設を確認し、管理状況等が適切であることを確認した。
- ☐ 処理料金は適切である（地域の一般的料金に比べ極端に安過ぎない）。
- ☐ 委託処理後にも処理業者の処理施設を訪問し、適切に処理されていることを確認した。

○廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト(簡易版)

2 委託契約は適切ですか？

- ☐ (自社運搬でなければ)収集・運搬業者との委託契約書がある。
- ☐ 処分業者との委託契約書がある。
- ☐ 委託契約書には処理業者の許可証のコピー(最新版)が添付されている。
- ☐ 記載事項は全て正確に記入されている。
(契約日、契約期間、廃棄物の種類・数量、金額、中間処理の場合:処理後の処分先 等)

○廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト(簡易版)

3 マニフェストの管理は適切ですか？

- ☐ 産業廃棄物を搬出する都度、品目毎、処分先毎にマニフェストを発行している。
- ☐ 記載すべき事項は全て正確に記入している(日付、廃棄物の種類・量 等)
- ☐ 処理業者からB2票、D票、E票が期限内に返送されている。
- ☐ 現場にA票、B2票、D票、E票が全てそろっている。
- ☐ マニフェスト(保存期間は5年間)の保管方法が社内で決まっている。

(電子マニフェストの場合)

- ☐ 産業廃棄物の引き渡し後、3日以内に登録している。
- ☐ 運搬及び処分の終了日から3日以内に報告があることを確認している。

5. マニフェスト制度について

産業廃棄物管理票(マニフェスト)

マニフェスト制度とは？

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組み



排出事業者は、産業廃棄物処理業者に廃棄物を引き渡す際には、必ずマニフェストを交付しなければならない。

事業者(排出者)の責任 (排出者責任を追求される存在)

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

(廃棄物処理法 第3条)

不法投棄した事業者には、懲役及び罰金等が科せられ、さらに自治体によって原状回復を命令されることがあります。

廃棄物の処理を処理業者に委託した場合でも、その責任が排出事業者からなくなることはありません。

委託した処理業者が不法投棄した場合、直接投棄した処理業者に原状回復能力がないと、排出事業者が責任を追及されることとなります。

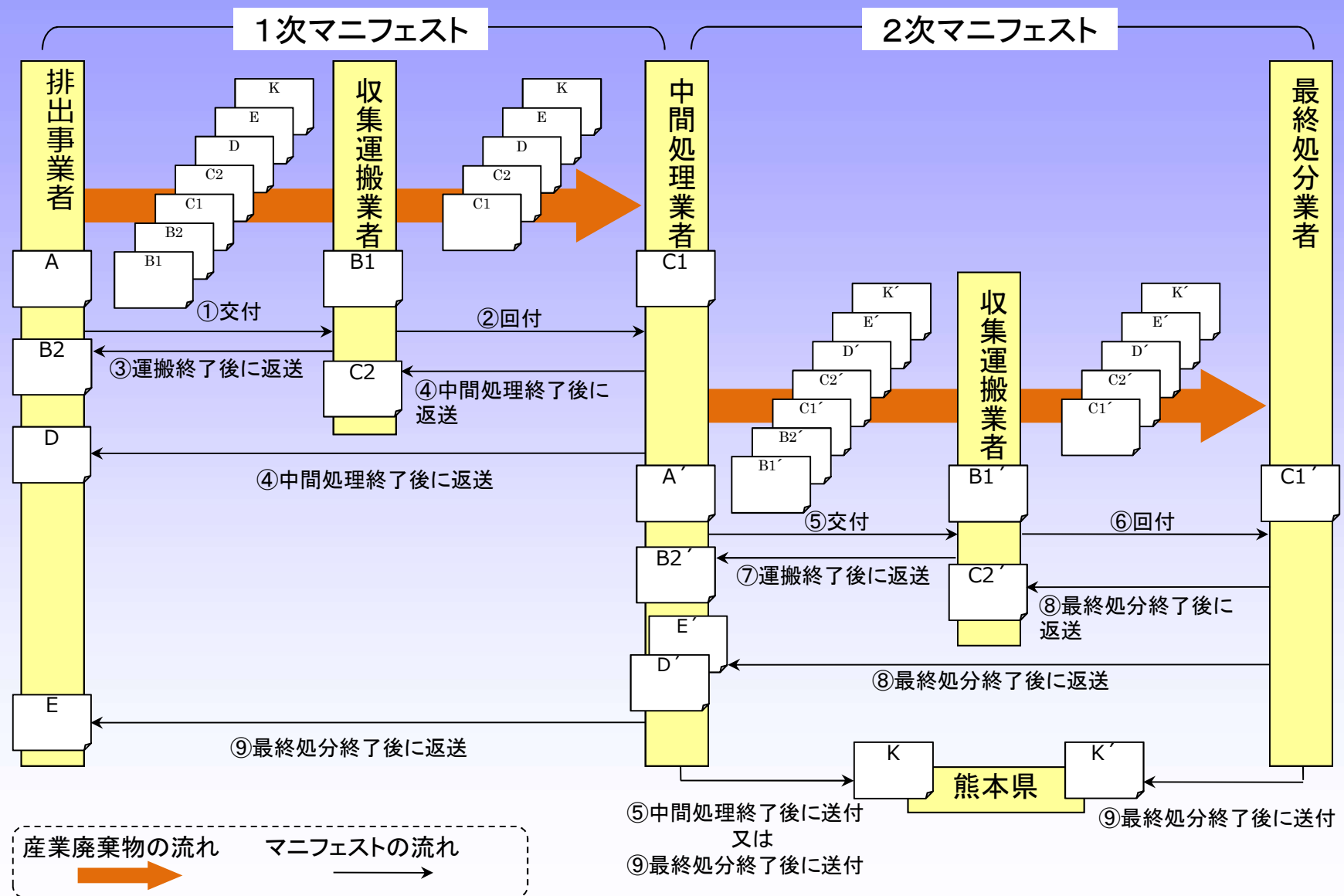
★ マニフェストを正しく使用して、委託処理状況を確認することが大切です。

マニフェスト各票の役割

マニフェスト	役 割	処理終了日からの 送 付 期 限	送 付 先
A	排出事業者の廃棄物引渡し確認用	(排出事業者の控え)	
B1	運搬受託者の運搬終了確認用	(運搬業者の控え)	
B2	排出事業者の運搬終了確認用	運搬終了した日から 10日以内	排出事業者
C1	処分受託者の処分終了確認用	(処分業者の控え)	
C2	運搬受託者の処分終了確認用	処分終了した日から 10日以内	運搬受託者
D	排出事業者の処分終了確認用	処分終了した日から 10日以内	排出事業者
E	排出事業者の最終処分確認用	2次マニフェストのE票が返送された日から 10日以内	排出事業者
K※	熊本県チェック用	最終処分終了後の翌月の10日まで	循環社会推進課

※K票は熊本県独自の制度です。

マニフェストの流れ



マニフェストの返送期限

マニフェスト	産業廃棄物に関するもの	特別管理産業廃棄物に関するもの
B2	90日	60日
D		
E	180日	

注意！

運搬受託者及び処分受託者から返送期限内にマニフェストの写しが返送されないときは、必要な措置を講じ、その結果を知事（政令市長）に報告しなければならない。（報告先はマニフェストの発行場所による。）

マニフェストの交付状況の報告

● 報告対象者

マニフェストを交付した事業者
(電子マニフェストを利用する事業者を除く)

● 報告内容

事業場ごとに、産業廃棄物の種類・排出量等、マニフェストに記載された内容を様式第3号(産業廃棄物管理票交付等状況報告書)により報告

● 報告期限

前年度1年間に交付したマニフェストについて、毎年6月30日までに報告

● 報告先

くまもと電子申請窓口による電子申請又は所管する保健所(熊本市内に事業場がある場合は熊本市ごみ減量推進課)

報告書の提出日を記載します。

令和2年6月30日

記載例

熊本県知事 様

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和元年度)

報告者の法人名、代表者名
住所、電話番号を記載します。

報告者
住 所 熊本県〇〇市〇〇町1-2-3
氏 名 〇〇株式会社 代表取締役 熊本 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 096-〇〇〇-〇〇〇〇

事業場の名称、住所、電話番号を
記載します

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、令和元年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇製造工場					業 種	食料品製造業		
事業場の所在地	熊本県〇×市□□町4-5-6					電話番号	〇〇〇-△△△-□□□□		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	5	3	123456	(株)〇〇商会	〇〇市〇〇町1234	065432	××クリーンセンター	
2	廃油	0.4	2	012345	〇×運送(株)	〇〇市〇〇町1235	006543	〇〇産業(株)	
3	動植物性残さ	100	50	001234	(有)△□商店	〇〇市〇〇町1236	000654	□□商会(株)	
4	廃酸(廃強酸)	0.5	1	000123	□×(有)	〇〇市〇〇町1237	000065	(株)〇〇リサイクル	

備考

トンで記載します。
mやℓで記載しないようにしてください。
(トンに換算してください。)

許可番号の下6桁を記載します。

日本標準産業分類の
中分類の名称を記載します。

産業廃棄物の種類を記載します。
同じ種類であっても、処理業者が異なる場合は
それぞれ分けて記載します。

産業廃棄物の運搬先を記載します。

運搬先の住所と同一の場合は、
記載不要です。

(日本工業規格 A列4番)

6. 電子マニフェストについて

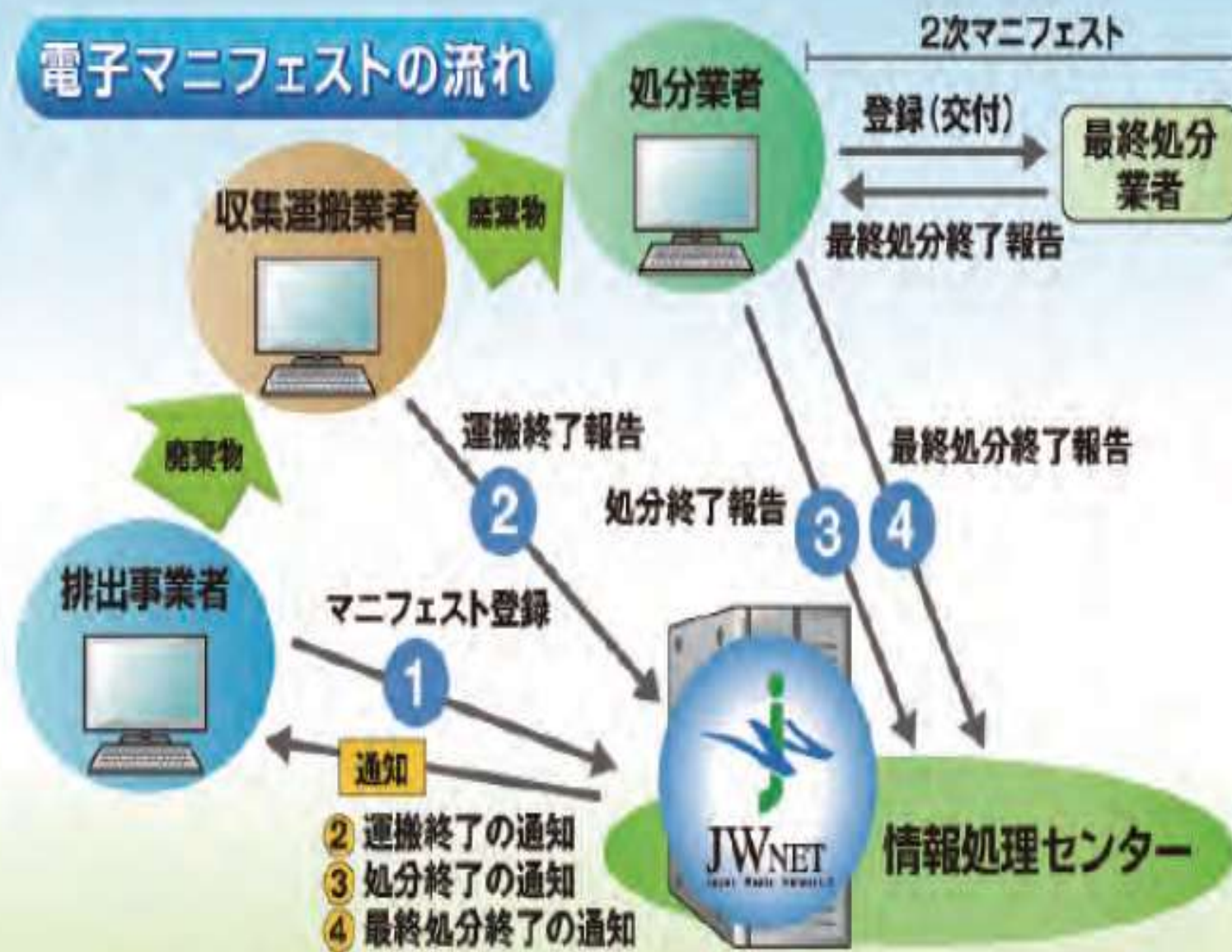
電子マニフェストについて

紙マニフェストに代わり、その記載内容を情報処理センターを介したネットワーク上でやり取りする仕組み

処理の透明化、事務の効率化、都道府県等の監視の効率化、不適正事案の原因究明の迅速化に効果的

特別管理産業廃棄物(特管産廃)の多量排出事業者(前々年度に特管産廃(PCB廃棄物を除く)を年間50t以上排出した者)は、令和2年4月1日から、特管産廃を排出する際に電子マニフェストの使用が義務化される。(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画への記載は平成31年4月1日施行)

電子マニフェストの流れ



電子manifestと紙manifestの運用比較①

	項目	電子manifest	紙manifest
排出事業者	manifestの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、又は処分業者に引き渡した日から3日以内にmanifest情報を情報処理センターに登録	廃棄物を収集運搬業者、又は処分業者に引渡しと同時にmanifest交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール等)により確認	①運搬終了報告:B2票とA表を照合して確認 ②処分終了報告:D票とA表を照合して確認 ③最終処分終了報告:E票とA票を照合して確認

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較②

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	①交付したマニフェストA票を 5年間保存 ②収集運搬業及び処理業者より送付されたB2票、D票、E票を 5年間保存
	産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため 報告が不要	都道府県・政令市に 自ら報告

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較③

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したB2票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	処分業者より送付されたC2票を5年間保存

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較④

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E表を排出事業者へ送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	C1票を5年間保存

電子マニフェスト導入のメリット

○事務処理の効率化

- ・画面上で廃棄物の処理状況を容易に確認できる
- ・マニフェストの保存が不要（保存スペースも不要）
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

○法令の遵守

- ・法で定める必須項目をシステムで管理しているため、入力漏れを防ぐことができる
- ・終了報告の確認期限が近づくと排出事業者に注意喚起する
- ・マニフェスト紛失の心配がない

○データの透明性

- ・常にマニフェスト情報を閲覧・監視することができる

スマホ・タブレットを活用した現場登録機能

電子Manifestの操作を熟知している収集運搬業者の支援を受け、**現場で排出事業者がManifestを登録できる**新機能。

※Manifestの交付・登録は排出事業者が責任を負います。

< STEP 1 >

収集運搬業者が事務所で収集予定のManifestを仮登録



収集運搬業者
(事務所)

< STEP 2 >

排出現場で収集運搬業者が廃棄物の数量をスマホで入力



排出事業場
(〇×工場 排出現場)

< STEP 3 >

排出事業者が収集運搬業者のスマホでManifest内容を確認し、暗証番号を使って登録！



7. 優良産廃処理業者認定制度について

優良産廃処理業者認定制度とは？

優良産廃処理業者認定制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定するものです。

また、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）については、許可の有効期間（通常は5年）を7年とし、優良マークの付いた許可証を発行します。



優良

優良認定業者として認定されるための基準は？

1. 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないこと。

2. 事業の透明性

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

基準の見直し

（法規則第10条の4の2第2号等、R2.10.1施行）

(1) 公表期間

	場 合	事前情報公表期間
①	優良認定を受けていない場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間
②	優良認定を受けている場合	優良認定を受けた日から当該更新の申請の日までの間

(2) 公表事項

	公表事項	更新頻度	適 用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については1年に1回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については1年に1回以上）	○	—
	処理施設に関する事項	変更の都度	—	○
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度	—	○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	1年に1回以上	—	○
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬料	1年に1回以上	○	—
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上	—	○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上	—	○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上	—	○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上	—	○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	1年に1回以上	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については1年に1回以上）	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否	変更の都度	—	○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

情報公表の有無の確認に係る指定機関の活用について

「事業の透明性に係る基準」の審査を、第三者機関（環境大臣が指定する（公財）産業廃棄物処理事業振興財団）が代行することが可能となった。（公財）産業廃棄物処理振興財団は審査し、適合していれば適合証明書を発行する。申請者は、都道府県・政令市に適合証明書を提出できる。

優良認定業者として認定されるための基準は？

3. 環境配慮の取組

ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。

4. 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

5. 財務体質の健全性

(法規則第9条の3第5項等、R2.10.1施行)

④	基 準④	概 要④
①④	自己資本比率・営業利益金額等④	1) <u>直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること④</u> 2) 次のいずれかに該当すること④ ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること④ ・ <u>前事業年度における営業利益金額等が零を超えること④</u>
②④	経常利益金額等④	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること④
③④	税・保険料④	法人税、消費税等、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと④
④④	維持管理積立金④	特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること④

基準の見直し

(法規則第9条の3第5項等、R2.10.1施行)

優良認定業者として認定を受けるには

どうすればいいの？

- 現在受けている許可の更新の申請の時にあわせて申請します。

優良認定の前倒し申請（令和2年2月25日付け環循規発第2002251号）

令和2年2月25日以降は、熊本県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者であれば、現在受けている許可の更新期限の到来を待たずして、優良認定を伴う許可の更新申請を行うことが可能となりました。（許可更新を一度も行っていない業者を除く。）

なお、更新期限の到来を待たずして優良認定を伴う許可の更新申請を行い優良産廃処理業者となった場合、その新たな許可の有効期間は、更新の許可の日から7年間となります。

- 申請先は、現在の許可を受けた都道府県・政令市です。
- 申請時には、前ページの基準に適合していることを都道府県等が確認するための必要書類を提出する必要があります。
※優良産廃処理業者認定制度の詳細、申請に必要な書類等は県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/2387.html>

優良産廃処理業者認定業者の比較

本社所在地別優良認定業者数

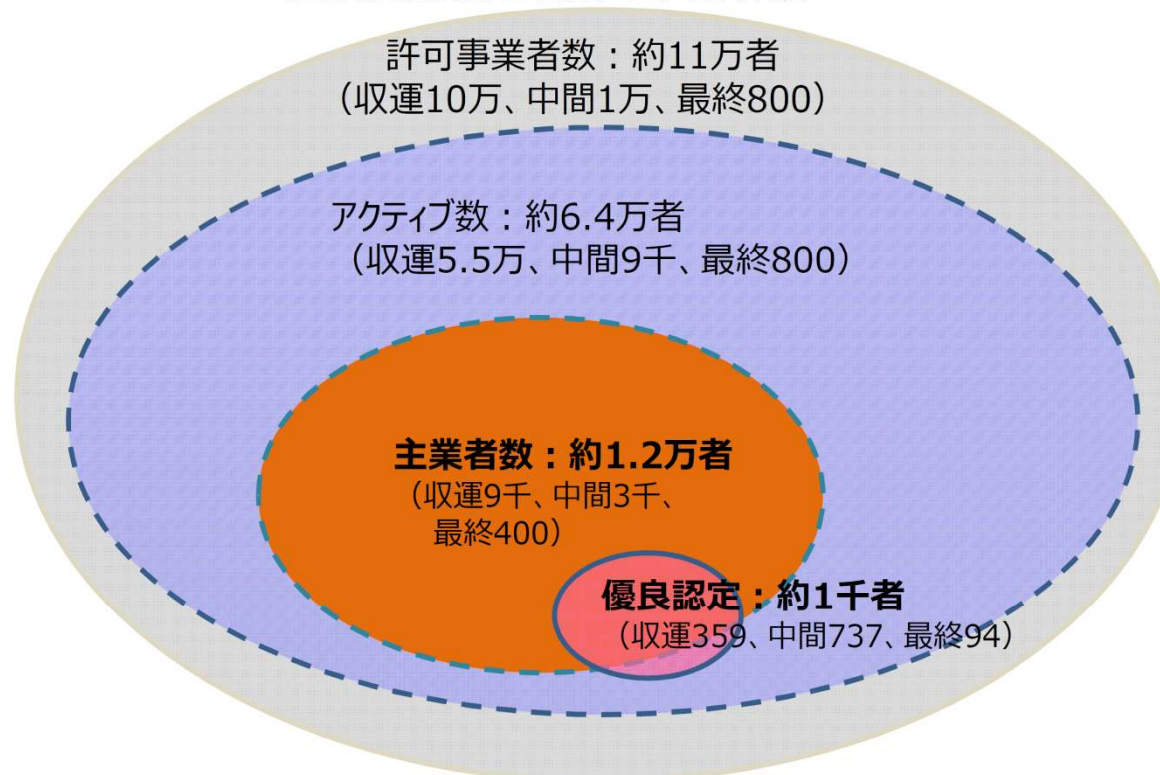
県	収運業者	処分業者	業者数
福岡	66	49	75
佐賀	19	15	23
長崎	13	3	13
熊本	15	10	17
大分	10	3	10
宮崎	13	8	14
鹿児島	10	7	10
沖縄	4	4	4

(2022年3月時点)

3-2-1. 産業廃棄物処理業界の実態（事業者数）

- 産業廃棄物処理業の許可を持っている事業者は約11万者存在するが、**実際に業を行っているアクティブな事業者数は約6万社と全体の6割程度**である。
- 産業廃棄物処理業を**主業（売上高の割合が50%以上）とする事業者数は約1.2万者と、全体の1割程度**。加えて、優良認定事業者数は約1千者であり、主業者数と比べ大きな開きがみられる。

産業廃棄物処理業の事業者数



出典：（許可事業者数）環境省・産業廃棄物処理業者情報検索システム（平成29年1月19日）
（アクティブ数、主業者数）みずほ情報総研による推計
（優良認定）産業廃棄物処理事業振興財団提供

8. 水銀廃棄物の適正処理について

水銀廃棄物の適正処理

平成29年10月1日以降、以下の廃棄物について、新たな対応が必要となっている。

I 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの

例：蛍光ランプ、水銀体温計、水銀式血圧計 等

II 水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

ばいじん、燃えがら、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を一定以上含有するもの

III 廃水銀等

①特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物

②水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する共通の新たな措置

項 目	必 要 な 記 載 事 項 等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることが必要。 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要。(処理基準の遵守は猶予されない)
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はない。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

I 水銀使用製品産業廃棄物の対象

水銀使用製品産業廃棄物：次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの（別添表参照）

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」(平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち①表A・表Bの製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。）
- ③ ①及び②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

※ 上記の①、②、③のいずれかに該当する水銀使用製品産業廃棄物のうち、右表「水銀回収義務」欄に○があるものは水銀の回収が義務付けられている。

I 水銀使用製品産業廃棄物に関する新たな措置

通常の産業廃棄物の措置に加え、共通の措置及び以下の新たな措置が必要となる。

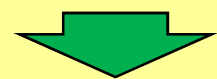
項 目	措 置
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること
処理の委託	・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。
収集・運搬	破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は 水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること ・安定型最終処分場への埋立は行わないこと

蛍光ランプの「選別」の取り扱い

処理基準で「水銀使用製品産業廃棄物は**他の廃棄物と分別して保管や運搬**を行わなければならない」ととされた。



ランプ類を緩衝材から取り出す「手選別」行為はそれ単体では中間処理として認められない。



ランプ類単体を【選別】で受けることはできない。



今後もランプ類の手選別を行う場合は、収集運搬業の「**積替保管**」行為として許可が必要。

※ 県要綱に基づく事前協議が必要

Ⅱ 水銀含有ばいじん等の対象

水銀汚染物：水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったもの。

水銀含有ばいじん等：水銀汚染物のうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するもの。水銀を一定以上含むものは、処分・再生時に水銀回収が義務付けられている。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^注 を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 ^注 を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^注 を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 ^注 を1,000mg/L以上含有するもの

注：水銀化合物に含まれる水銀を含む。

Ⅱ 水銀含有ばいじん等に関する新たな措置

通常の産業廃棄物の措置に加え、共通の措置及び以下の新たな措置が必要となる。

項 目	必 要 な 措 置
処理の委託	・「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者に委託すること。
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又は その他の加熱工程により水銀を回収すること。

Ⅲ 廃水銀等の対象

※ほぼ純粋な水銀が対象です。

①以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く)

- ・水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
- ・水銀使用製品の製造の用に供する施設・灯台の回転装置が備え付けられた施設・水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設
- ・国又は地方公共団体の試験研究機関
- ・大学及びその附属試験研究機関
- ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

- ・農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- ・保健所
- ・検疫所
- ・動物検疫所
- ・植物防疫所・家畜保健衛生所
- ・検査業に属する施設
- ・商品検査業に属する施設
- ・臨床検査業に属する施設
- ・犯罪鑑識施設

②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について

廃棄物の不適正処理対策①

1 不適正処理とは

廃棄物が適正に処理されないと、悪臭、粉塵、害虫の発生や水・大気汚染につながります。

＜不適正処理の代表＞

- ・不法投棄、不適正保管（大量、長期間）、不法焼却（構造基準を満たさない焼却炉の使用等）

2 不適正処理担当行政機関

産業廃棄物：都道府県

一般廃棄物：市町村

※ 事案内容によっては、両社が連携して対応

廃棄物の不適正処理対策②

3 不適正処理を防止するために

(1) 処理を委託する場合

- ・許可を持っている処理業者に委託する
- ・委託契約を書面で締結する
- ・マニフェストを交付する

(2) 建設工事を施工する場合

- ・元請け業者は、発注者に対し、分別解体等の計画について書面を交付して説明する
- ・工事請負契約は書面で締結する
- ・工事請負契約書には、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称、所在地、再資源化等に要する費用も明記する

廃棄物の不適正処理対策③

- ・発注者は、工事着手の7日前までに分別解体等の計画について、所定の行政機関に届け出る
- ・元請け業者は、再資源化等が完了したときは、発注者に対し書面で報告するとともに再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保管する

(3) 解体工事を発注する場合

- ・見積額に、廃棄物の処理費用が含まれていることを確認する
- ・着工前に廃棄物の処理先が決まっていることを確認する
- ・工事中は、廃棄物の分別が行われていることを確認する

(4) 土地・建物を貸したり、土地を造成する場合

- ・借主や事業内容を確認する
- ・口約束にしないで、書面で契約を結ぶ
- ・現地状況を頻繁に確認する

廃棄物の不適正処理対策④

(5) 焼却する場合

- ・構造基準を満たした焼却炉で、法令で定められた使用方法を守って焼却する
- ・焼却炉購入の際は、構造基準を満たしているか販売店に十分確認する

4 不適正処理を見つけたら

環境への悪影響を最小限に止めるため、廃棄物の不適正処理は早期に発見し、早期に対応する必要があります。

不適正処理又は不適正処理が疑われる状況を発見したときは、県又は市町村の担当部署に通報くださるよう、御協力をお願いします。

廃棄物の不適正処理対策⑤

5 熊本県の不適正処理対策

(1) 廃棄物110番を設置

産業廃棄物に関する専用ダイヤル 096-385-5300

(2) 監視体制の強化

- ・ 廃棄物監視指導員を全保健所に配置
- ・ 情報提供に関する協定締結

(3) 不法投棄対策連絡会議の設置(本部・地方)

(4) 合同パトロールの実施

10. 雑品スクラップ対策について

有害使用済機器の適正な保管等の義務づけ (法第17条の2)

- ①人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器(有害使用済機器)が定められた。

...平成30年4月1日施行

- ②有害使用済み機器について、次の措置が講じられた。

- 有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者 * に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け
- 処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加

* : 県内に該当する業者はなし

有害使用済機器の適正な保管等の義務づけ (法第17条の2)

●有害使用済機器の判別

対象品目(32品目)のうち、**廃棄物ではなく、かつ、リユース(再使用)されないもの**

・対象品目

家電リサイクル法対象品目(テレビ 等)

小型家電リサイクル法対象品目

(炊飯器、扇風機、携帯電話、ゲーム機、電卓、デジタルカメラ 等)

有害使用済機器の適正な保管等の義務づけ (法第17条の2)

※注意点

- ・ 取扱いの過程で破損等したことで、廃棄物と判断された機器については、廃棄物として適正に処理する必要がある。
- ・ 有害使用済機器対象品目の機器と金属スクラップ等その他のものが混合し、この混合物が総体として廃棄物と判断される場合は、廃棄物として適正に処理する必要がある。

※その他

「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン
(平成30年3月、環境省)」参照

11. 廃棄物処理法違反と罰則について

廃棄物処理法違反と罰則(主なもの)①

違 反		内 容	刑 罰
①	無許可営業	許可を受けずに廃棄物の処理を業として行ったとき	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金又はこの併科
②	投棄禁止違反	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない	
③	焼却禁止違反	何人も法で定める方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない	
④	委託基準違反	無許可業者等へ廃棄物の収集運搬あるいは処分を委託すること	
⑤	再委託禁止違反 委託基準違反	政令で定める委託基準に従わずに、廃棄物の処理の委託・再委託を行うこと	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科

廃棄物処理法違反と罰則(主なもの)②

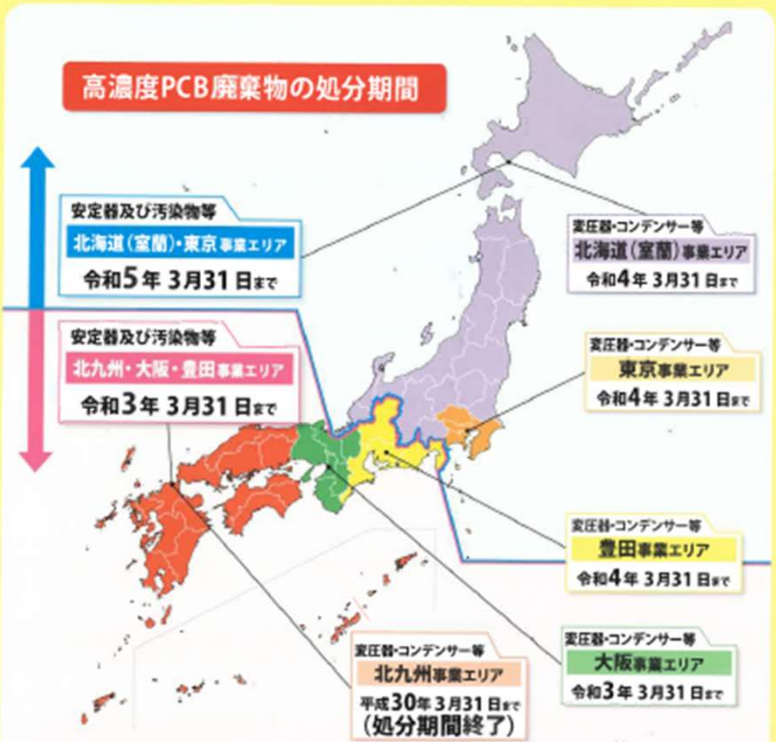
違反	内 容	刑 罰
⑥	排出者管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	産業廃棄物管理票の不交付・記載漏れ・虚偽記載を行うこと
⑦	管理票保存義務違反	交付した、又は送付されてきた産業廃棄物管理票の写しを保存しないこと(5年間)
⑧	虚偽管理票交付	収集運搬あるいは処分を受託していないものに関する産業廃棄物管理票を虚偽記載・交付すること
※	法人等に対する 両罰規定	法人等にあつて、その法人の従業員等が、その法人の業務に関し上記の違反行為をしたときは、 行為者に対して罰則を適用するほか、法人に対しても罰金刑を科す
		1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
		3億円以下の罰金(①～③) 各本条の罰金刑(④～⑧)

12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について

ポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。

令和2年 3月版



環境省



経済産業省

環境省環境省作成パンフレット(PCB使用製品及び
PCB廃棄物の期限内処理に向けて)から引用

1 PCBとはどんなものですか？

PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されてきました。現在は新たな製造が禁止されています。

用途	製品例・使用用途
変圧器用	ビル・病院・工場・鉄道車両・船舶等の変圧器
絶縁油	変圧器等の電力用コンデンサー、電光の安定器、テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、産業用コンデンサー、蓄電用コンデンサー、長寿命X線装置用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料タンク集熱器、パネルヒーター
潤滑油	高圧潤滑油、圧入オイル、真空ポンプ油、切削油、機油添加剤
可塑剤	絶縁用：電線の被覆・絶縁テープ 建築用：ポリエチレン樹脂、ポリエチレン樹脂 その他：ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙・印刷インキ	ノンカーボン紙（複写紙）、電子式複写紙 印刷インキ、複写紙塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他	接着剤のコーティング、自動車のシーラント、建築用シーリング材 陶器ガラスの着色、農薬の効力延長剤

PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。

また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に含有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、扁平な構造の異性体）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として規制されるものの一つとされています。

PCBの毒性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大量に取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を生じたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、皮膚病変（魚鱗状皮膚炎）、肝臓の増大、またや腎臓の腫れなどが報告されています。

PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する有害処理施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。



高濃度PCB廃棄物（PCBが使用された代表的な電気機器等）

PCBが使用された代表的な電気機器等には、変圧器やコンデンサー、安定器があります。変圧器（トランス）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

変圧器

変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比3：2）で満たされています。例えば、50kVAの場合で約115kgのPCBが入っています。



高圧変圧器の例

コンデンサー

コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば、100kVAの場合で約35kgのPCBが入っています。



高圧コンデンサーの例

安定器

コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。



コンデンサーを内蔵する安定器の例

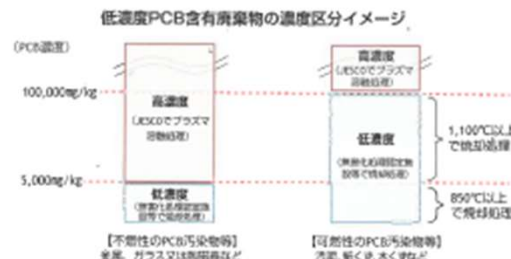
*それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、次ページを参照して下さい。

*上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、高圧変圧器、高圧コンデンサー、その他機器（リアクトル、サージアブソーバー、計測用変圧器等）等があります。これらもPCB特微検査法の検査対象となっています。

低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下のPCB含有廃棄物（可燃性のPCB汚染物等を除く）及び微量PCB汚染電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数200から数千2000程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

廃棄物の種類、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物等については、PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下が低濃度PCB廃棄物となります。



PCB含有の有無を判別する方法

変圧器・コンデンサー等の場合

高濃度PCBかどうかの判別方法

昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照してください。
https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

低濃度PCBかどうかの判別方法

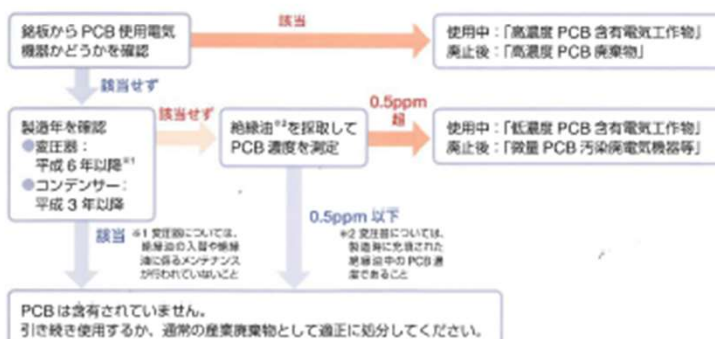
数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があると知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくことと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。



安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏れ出した事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとした建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので全数調査を行うようにしてください。漏出したPCBが人体にかかる危険性がありますので昭和52年3月までに建築・改修された建物で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

PCB使用安定器かどうかの判別方法

昭和32年1月から昭和47年8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

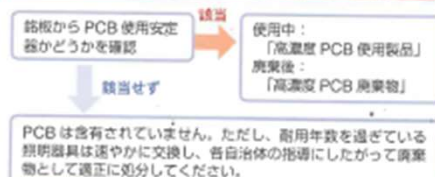
なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものではありません。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月等の情報から判別することができますので詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを参照してください。

<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

また、PCB廃棄物として保管している安定器の中にはPCBを使用していない安定器が混在している場合があります。詳しくはJESCOのホームページを参照してください。

<https://www.jascone1.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>



蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器からPCB漏れ出した例

銘板の取り付け例



汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は、含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB汚染物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB汚染物等の該当性判断基準に該当する場合は、産業廃棄物として分類されます。

汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」が示されています。

ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について(通知)

<http://www.env.go.jp/recycle/recycle/1910111.pdf>

低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)

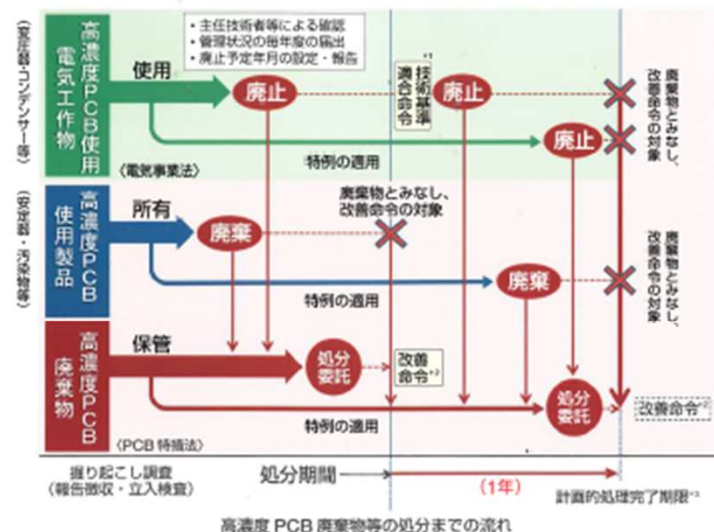
http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/teinoudo_ver4.pdf

2

高濃度PCB使用電気工作物・ 高濃度PCB使用製品・ 高濃度PCB廃棄物の処分までの流れ

高濃度 PCB 廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません
使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります

平成 28 年 8 月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特措法」という。）の改正に合わせ、使用中の変圧器やコンデンサー等の高濃度 PCB 使用製品についても処分期間内に使用を終えて処分するよう、電気事業法の「電気設備に関する技術基準を定める省令」等が改正されました。高濃度 PCB 使用電気工作物、安定器等の高濃度 PCB 使用製品及び高濃度 PCB 廃棄物の処分までの流れを下図に示します。



- (※1) 技術基準適合命令違反には三万円以下の罰金又は科料が課せられます。
(※2) 改善命令違反には三万円以下の罰金又は科料が課せられます。
(※3) 処分期間の満了の1年後である特別処分期限日（廃棄物の処分完了期限と同日）を満了する場合は、PCB 特措法に基づき、廃棄に特別処分期限日までに JESCO に処分委託することを選択した契約書の写し等を保管の記録を備える必要があり、以下、「特別処分期間」という。の日に提出する必要があります。
使用中の高濃度 PCB 使用製品についても同様で、これらを廃棄する見込み等について普通利用及び自治体の長に届ける必要があります。

都道府県市等が行うPCB廃棄物等の掘り起こし調査に御協力ください

現在都道府県市では、PCB 廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB 特措法の改正により、都道府県市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。また、使用中の高濃度 PCB 使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、電気主任技術者等が毎年度高濃度 PCB 使用電気工作物であることを確認することが義務付けられました。

安定器を含め、高濃度 PCB が使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、都道府県市や電気主任技術者が行う掘り起こし調査に御協力ください。

高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの 対応地域	高濃度PCB廃棄物の 種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理 完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、 廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	平成30年 3月31日まで	平成31年 3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		道徳県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	令和3年 3月31日まで	令和4年 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	令和4年 3月31日まで	令和5年 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道釧路市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度 PCB廃棄物（安定器、 汚染物等、3kg未満の 廃変圧器等及びこれら の保管容器）	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、道徳県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	令和3年 3月31日まで	令和4年 3月31日まで
北海道 (北海道釧路市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県	令和5年 3月31日まで	令和6年 3月31日まで

高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度PCB廃棄物については、JESCOで処理をしています。JESCOに処分委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録する必要があります。（使用中であっても登録は可能です。）詳しくはJESCO登録担当（03-5765-1935）までお問い合わせください。

中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO中小軽減担当（0120-808-534）にお問い合わせください。

3

低濃度PCB廃棄物等の処理について

低濃度PCB廃棄物の処分期間は **令和9年3月31日まで**

低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。
低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市長からPCB廃棄物に係る特別処理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。
低濃度PCB廃棄物の処理事業者は今後も増加する見込みであり、地域的な偏在も解消してきています。低濃度PCB廃棄物が見つかったら、これらの事業者に委託して処理してください。
無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介されています。
<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

使用中の低濃度PCB含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のPCBで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、PCB濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「**浄電自然循環洗浄法**」が適用できる場合があります。経済産業省と環境省が取りまとめた「**微量PCB含有電気機器絶縁油自然循環洗浄実施手順書**」に従って処理した変圧器は所要の手続きを行うことでPCB含有電気工作物に該当しない、また廃棄時においてもPCB廃棄物に該当しないものとなります。

浄電自然循環洗浄については経済産業省の以下のホームページを参照してください。
<https://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170331002/20170331002.html>

4

よくある質問

Q 建物の売買を予定していますが、PCB使用製品やPCB含有電気工作物が設置されているかどうか分からない場合はどうすればよいですか？

A 建物の売買契約を行う前に、キュービクルや電気室などに変圧器やコンデンサーが設置されていないか確認してください。設置されている場合は、これらにPCBが含まれるかどうかをまず売主が確認し、含まれている場合は電気事業法及びPCB特指法に従い、所要の手続きを行ってください。当該電気工作物が使用中のものである場合には、地位の承継である場合を除き、売主が廃止届出を、また買主が新たに設置等届出を行う必要があります。また、売買する建物が昭和52年3月までに建築・改修された建物である場合には、PCBが使用された蛍光灯等の安定器が設置されたままになっている可能性があるため、十分に確認する必要があります。見つかった場合は、速やかに交換し、処分に係る所要の手続きを行ってください。なお、当該電気工作物や安定器がすでに廃棄され保管中のものだった場合は、PCB特指法において、譲渡及び譲受けが原則禁止されており、売買が行われた後も売主が適正に処分する必要があります。

Q PCB廃棄物を保管していた倉庫を撤去することになりました。保管していたPCB廃棄物を他人に委託して保管してもらってもよいですか？

A PCB廃棄物の譲渡及び譲受けは、地方公共団体に譲り渡す場合や特別処理産業廃棄物に係る許可を得た収集運搬業者又は処分業者に委託する場合を除いて原則禁止されています。PCB廃棄物の保管事業者自らが管理する倉庫にこれらを移動して保管することは可能ですが、他人が管理する倉庫に移動して、他人に保管を委託することは譲渡及び譲受けの制限に反することになるので行ってはなりません。

Q 使用中の電気工作物にPCBが含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法（電気設備規程）に基づき、PCB含有が判明した後速やかに管轄する産業保安監督部等にPCB含有電気工作物の設置等届出を行う必要があります。また、新たに判明した電気工作物が高濃度PCB使用電気工作物であった場合には、年度末における廃止予定の年月等を含む管理状況を管轄する産業保安監督部等に毎年度届出を行うとともに、その電気工作物を設置場所ごとに決められた処分期限内に廃止し、PCB含有電気工作物の廃止届を行う必要があります。一方、新たに判明した電気工作物が低濃度PCB含有電気工作物であった場合には、譲渡自然循環洗浄を行うことで使用を継続できる場合があります。それ以外の場合には、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用を終えて無害化処理する必要があります。

Q PCB含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法（電気設備規程）に基づき、使用を終えた後速やかに管轄する産業保安監督部等にPCB含有電気工作物の廃止に係る届出を行う必要があります。また、電気工作物の使用を終えた時は、PCB特指法に基づき、事業所所在地の都道府県市長官に届出するとともに、電気工作物が高濃度PCB廃棄物である場合はJESCOに処分委託し、低濃度PCB廃棄物である場合は民間の処理業者に処分委託する必要があります。

Q 電路から外したPCB含有電気工作物は、再使用してもよいですか？

A 電路から一旦外したPCB含有電気工作物は、電気事業法（電気設備に関する技術基準を定める省令）により、電路への再接続が禁止されています。

Q 銘板が読み取れない安定器があります。どのように取り扱ったらよいですか？

A 安定器に内蔵されたコンデンサーは絶縁のため外殻から力を加えると容易に破損してPCBが漏洩する危険性があるため、安定器は解体分解するなど形状を変更することが法律で原則禁止されています。したがって、銘板が読み取れない安定器であっても、コンデンサーを取り出してPCBを分析することは危険ですのでお止めください。銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れない安定器と形状が同一と判断されるものであれば、そのPCBの使用・不使用の判断結果に基づいて判断していただいても構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがない場合はPCB使用安定器として適切に取り扱い、JESCOに処分委託するようにしてください。

Q 高濃度PCB廃棄物の保管場所を変更したいのですが。

A 高濃度PCB廃棄物はその種類及び保管する場所ごとに処分期間が決められているため、原則保管場所を変更してはなりません。ただし、高濃度PCB廃棄物の種類に応じて決められた同一の区域内で保管場所を変更する場合、または、当該高濃度PCB廃棄物を譲渡かつ適正に保管することができる場合に保管場所を変更することについて、環境大臣の承認を受けた場合は変更することが特例で認められることがあります。

5

PCB廃棄物等の処分等に係る
手続きについて

PCB含有電気工作物等の廃棄物等

事例	対象	届出等の内容
新たに判明した場合 (既に設置しているもの)	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に係る事項、電気工作物に係る事項
設置者情報に変更があった場合	高濃度PCB含有電気工作物	上記に加え、管理状況の届出 電気主任技術者の氏名・連絡先、廃止予定年月
管理状況(廃止予定年月)に変更があった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	変更後の設置者等の氏名、住所(法人は事業場の名称又は所在地)又は電気工作物に係る事項
廃止予定年月を処分期間を越えた年月に変更する場合	高濃度PCB含有電気工作物	変更後の廃止予定年月
廃止した場合	高濃度PCB含有電気工作物	処分期間の満期から1年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類として、処分委託することを約する書類の写し
譲渡・譲受けがあった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	廃止した事業場に係る事項、電気工作物に係る事項、 廃止年月日、廃止理由(譲渡、譲渡洗浄による廃止も含む)
地位の承継があった場合	高濃度PCB使用電気工作物	譲渡した場合は譲渡届出、譲り受けた場合は設置届出 譲り受けた場合は譲渡届出、譲り受けた場合は設置届出
	事業用電気工作物 (PCB含有電気工作物(高濃度含む)を含む)	地位の承継(相続、合併又は分割)の事実、承継の事実を証する書類

※電気事業法に基づく届出様式については、http://www.net.go.jp/policy/safety_security/industry/safety/industry/electric/data/pch.htm#2-2を参照ください。

PCB廃棄物等の処分等

事例	対象	届出等の内容
保管する場合	PCB廃棄物	保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等
(新たに判明した場合)	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	上記に加え、処分予定年月又は廃棄予定年月
保管場所を法令で定める同一区域内で変更した場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	新たに保管又は所有が判明したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、処分予定年月等
環境大臣の承認を受けて保管場所を変更する場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所等に係る事項、 移動したPCB廃棄物の種類及び量など
処分した場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所、当該廃棄物に係る事項、変更理由
処分期間の特例を適用する場合、届出 書類を変更した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項 前年度分の処分マニフェストのD票若しくはE票の写し
譲受けがあった場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	当該事業場及び廃棄物に係る事項、処分予定年月、処分委託契約書若しくは処分委託することを約する書類の写し 変更した場合は変更前後の内容
地位の承継があった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	譲渡者、譲受者に関する事項、譲受け年月日、対象廃棄物等
全ての処分又は廃棄を終了した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	被承継人、承継人に関する事項、承継年月日、譲渡及びそれに関する書類、対象廃棄物等
	事業用電気工作物 高濃度PCB使用製品	事業場に係る事項、処分又は廃棄を終了した廃棄物に係る事項、処分委託者名、処分又は廃棄の終了年月

※PCB特選法に基づく記入事項、記載例は環境省ホームページ<http://www.env.go.jp/toyocycle/poly/bodokada/index.html>を参照ください。

※様式のPCBの正式名称は「ポリ塩化ビフェニル」、「報告機関」は電気事業法第13条第2項、「特選法」はPCB特選法

様式*	実施時期	届出先	罰則
PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規格式第13の2)	判明後速やかに	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書 (報告規格式第13の6)	毎年度末の状況を翌年度の6月30日まで	管轄する産業保安監督部長 (産業保安監督等は都道府県等からの求めに応じ速やかに情報提供)	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物変更届出書 (報告規格式第13の3)	変更後速やかに	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書 (報告規格式第13の6)	変更後速やかに	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書及び別紙 (報告規格式第13の6及び別紙)	変更後速やかに	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 (報告規格式第13の4) ※該電決による廃止時は廃棄届出書及び別紙も添付	廃止後速やかに	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況届出書 (特選法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規格式第13の4、第13の2)	譲渡・譲受け後速やかに	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
事業用電気工作物設置者地位承認届出書 (電気事業法施行規則第62条の2)	承認後速やかに	経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長	10万円以下の過料

様式*	実施時期	届出先	罰則
PCB廃棄物等の保管及び処分状況届出書 (特選法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況届出書 (特選法様式第1号(1))	判明後速やかに	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出書 (特選法様式第2号)	変更後10日以内	変更前後の保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物に係る保管場所の変更届出申請書 (特選法様式第3号)	環境大臣 承認後速やかに	環境大臣	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況届出書 (特選法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特例処分期間日に係る届出書、同届出事項の変更届出書 (特選法様式第5号、第6号)	処分期間の末日まで 変更した場合は変更後10日以内	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
譲受け届出書 (特選法様式第6号)	譲受け後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市長	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金
承認届出書 (特選法様式第7号)	承認後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書 (特選法様式第4号)	処分又は廃棄終了後から20日以内	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金

PCB廃棄物に係る最近の主な法改正①

無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物の拡大

PCBを含有する汚染物（PCB濃度0.5%～10%）の処理体制の構築のため、2019年に行われた無害化処理認定4施設での焼却実証試験の結果を踏まえ、無害化処理認定施設等の処理対象を拡大する関係法令等の改正が行われ、2019年12月20日に公布・施行されました。

ポイント

- PCB濃度0.5%～10%の可燃性の汚染物等は、低濃度PCB廃棄物として無害化処理認定施設等で処理することが可能となりました。
- PCB濃度0.5%～10%の可燃性汚染物等の処分期間は2027年3月末となりました。なお、金属くずや陶磁器くず等の汚染物については、これまで通りPCB濃度が0.5%を超えるものは高濃度PCB廃棄物となります。

PCB廃棄物に係る最近の主な法改正②

一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理

かつて事業活動において使用されていたPCB 使用安定器が、当該事業が廃止された後も居宅用として使用され続けること等の理由により、排出時点で一般廃棄物となるが、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）は一般廃棄物処分業の許可及び一般廃棄物処理施設の許可は有していないため、一般廃棄物としてのPCB 使用安定器（以下「一廃安定器」という。）は現状、JESCO においては処理ができなかった。

産業廃棄物処理施設の設置者であるJESCOがあらかじめ都道府県知事に届け出ることによって一般廃棄物処理施設を設置し、処理することとなった。

ポイント

- 市町村がJESCOに処理を委託し、JESCO 及び収集運搬業者との契約、費用の支払い等の手続きを市町村が行う必要がある。
- JESCO の処分費用については、市町村負担。

PCBが使用されている可能性のある代表的な機器類



- ・**変圧器**：平成5年以前製造のもの又はそれ以降に油の入替を行ったもの
- ・**コンデンサー**：平成2年以前製造のもの
- ・**安定器**(蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯)：昭和47年8月以前製造のもの

※安定器の場合、銘板判読不明のものが多くありますが、設置年月(建築物等の建築年月)が昭和52年4月以降のものであれば「対象外」として処理して差し支えありません。

※その他の機器類：計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器、OFケーブルなど

PCBが使用されている可能性のある機器類の処理を委託されたら

- ・ 委託者に、銘板を確認(メーカー名、製造年、型番など)しメーカーにPCB使用の有無を問い合わせるよう依頼する。

※保管・使用事業者(所有者)の義務(処理責任)

- 高濃度(5,000mg/kg超) P C B使用変圧器・コンデンサー等の場合
→直ちに管轄保健所に届出を行い、処理期限切れのため特管産廃として適正に継続保管
- 低濃度(0.5mg/kg超5,000mg/kg以下) P C B含有・汚染変圧器・コンデンサー等の可能性がある場合
→専門業者に依頼し、濃度分析を行い、0.5mg/kgを超える場合は低濃度PCB含有・汚染機器として、管轄保健所に届出、特管産廃として適正保管、2027年3月31日までに全国の無害化処理認定施設等(環境省のウェブサイトに一覧があります。)で処分。
- P C B使用安定器(＝高濃度)の場合
→JESCO北九州事業所エリアにおける処分期間終了
直ちに管轄保健所に届出を行い、処理期限切れのため特管産廃として適正に継続保管

PCB使用等機器の可能性のあるものを委託された場合、廃棄物処理業者がすべきこと、やってはいけないこと

- すべきこと

引受前に委託者に対し、PCB含有の有無を確認させること

- やってはいけないこと

PCB廃棄物を許可(特管PCB収集運搬業・処分業)なく引き受け、処理することなど

※違反した場合、廃棄物処理法による罰則があります
(無許可営業・変更)。

様々な情報が得られるウェブサイト

- 環境省 : <http://pcb-soukishori.env.go.jp/>
- 熊本県 : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/>
(安定器の判別資料等も掲載しています。)
- 熊本市 :
https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=10434&class_set_id=2&class_id=193
- JESCO(中間貯蔵・環境安全事業(株)) :
<https://www.jesconet.co.jp/>
- 一般社団法人日本電機工業会(変圧器・コンデンサー類) :
<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>
- 一般社団法人九州電気保安協会(変圧器・コンデンサー類) :
<https://www.kyushu-qdh.jp/business/pcb/>
- 一般社団法人日本照明工業会(安定器) :
<https://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

お問合せ先

有明保健所	玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184
山鹿保健所	山鹿市山鹿465-2	0968-44-4121
菊池保健所	菊池市隈府1272-10	0968-25-4135
阿蘇保健所	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-24-9035
御船保健所	上益城郡御船町辺田見400	096-282-0016
宇城保健所	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-1148
八代保健所	八代市西片町1660	0965-33-3198
水俣保健所	水俣市八幡町2丁目2-13	0966-63-4104
人吉保健所	人吉市西間下町86-1	0966-22-3108
天草保健所	天草市今釜新町3530	0969-23-0172
熊本県環境生活部環境局循環社会推進課	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2278
熊本市ごみ減量推進課事業ごみ対策室	熊本市中央区手取本町1番1号	096-328-2111

PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について



キュービクル

PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について



蛍光灯安定器1



荧光灯安定器2



水銀灯安定器1



水銀灯安定器2



13. その他の法改正事項について

その他の法改正事項について

●成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化 (法第7条第5項第4号等, R1. 12. 14施行)

成年被後見人や被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に係る欠格条項の適正化を図った。

・法第7条第5項第4号

申請者が次のいずれにも該当しないこと

(旧) イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

➡ (新) イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

→精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

□ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

その他の法改正事項について

●産業廃棄物の廃プラスチック類を保管する場合の保管量の上限

(法施行令第6条第2項ロ(3)、R1.9.4施行)

産業廃棄物の廃プラスチック類の処理施設において、優良産業廃棄物処分業者が、産業廃棄物の廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、保管量の上限を、当該施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に28（通常は14）を乗じて得られる数量とする。

その他の法改正事項について

●熊本県産業廃棄物指導要綱の改正（R1.9.1施行）

①要綱等の役割の明確化

廃掃法等に基づく許可、指導をスムーズに行うために、具体的な県の事務取扱の運用基準を明確化、併せて廃掃法の処理基準等違反の未然防止のために取り組む行政指導事項を明確にするもの。

→廃掃法等法令によらない行政指導事項の見直し

②施設設置等に係る事前協議の見直し

優良認定業者の申請や、同一事業所で新たに施設を設置する場合などにおいて、一部省力化。

→負担の軽減（様式が一部変更）



HP https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_26201.html

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(令和2年4月改正フロン排出抑制法)

改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日より施行されました。
機器を廃棄の際フロン類を回収しないと即座に罰金が科せられます。

- ①点検整備記録簿を機器廃棄後、充填回収業者がフロン類を引き取ってから3年間の保存義務
- ②冷媒を回収せずに機器を廃棄した場合 ⇒ 50万円以下の罰金（直罰）
→法第104条第2号
- ③行程管理票の未記載・虚偽記載・保存違反 ⇒ 30万円以下の罰金（直罰）
→法105条第2号～4号
- ④廃棄機器を引取業者に引き渡す場合は行程管理票の引取証明書の写しを交付の義務 ⇒ 未交付の場合は30万円以下の罰金（直罰）
→法第105条第5号

※**直罰**：行政指導などを経ることなく即座に刑事罰（罰金）が適用されること。

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類を使用する第一種特定製品（※）について、廃棄時のフロン類の充填回収業者への引渡し等を義務付け。

業務用機器廃棄時のフロン回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割弱。

回収率の向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みを導入。

（※）第一種特定製品：業務用のエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器
一般住居で使用されている「業務用として製造、販売された機器」は第一種特定製品に該当。オフィスなどで使用されている「家庭用として製造、販売された機器」は第一種特定製品に該当しない。

なお、家庭用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器については家電リサイクル法の対象となる。



改正フロン排出抑制法について

地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
2019年11月14日



※環境省資料を引用

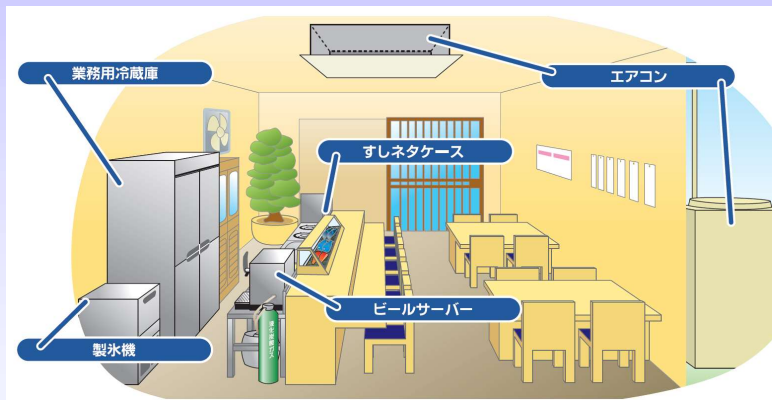
1. 背景
2. 法改正の概要
3. 改正内容

1. 背景

フロンとは何か

- フロンとは、フッ素と炭素などの化合物である、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の総称。CFC、HCFCを「特定フロン」、HFCを「代替フロン」という。特定フロンはオゾン層を破壊する。
- フロンは、不燃性、化学的に安定、人体に毒性が小さいなどの特徴を有するものが多く、エアコンや冷蔵庫などの冷媒をはじめ、断熱材等の発泡剤など、様々な用途に活用されてきた。

【飲食店のフロン類使用機器の例】



【オフィスのフロン類使用機器の例】

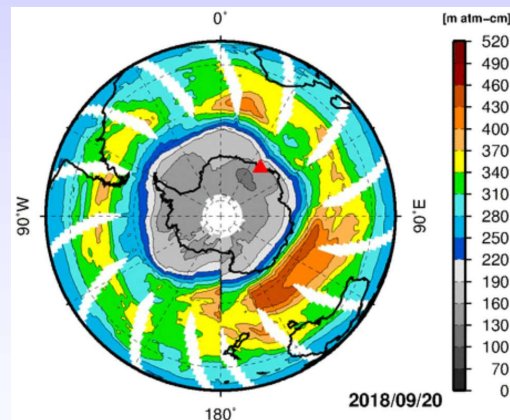


オゾン層の状況

- 世界のオゾン全量は1980年代を中心に減少し、南極のオゾンホールの面積は、1980年代から1990年代半ばにかけて急激に拡大した。
- 国際的な特定フロン削減が進んだ結果、1990年代後半以降、南極のオゾンホールの長期的な拡大傾向は見られなくなった。1980年の規模に戻るのは、2060年代頃と予測※。

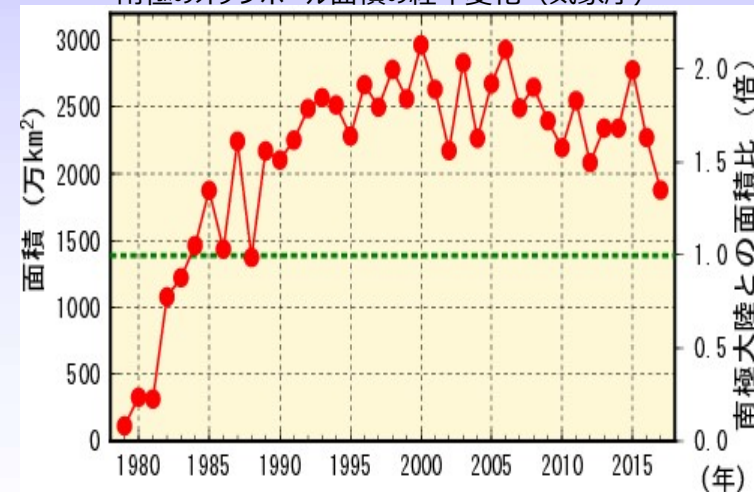
※世界気象機関（WMO）/国連環境計画（UNEP）オゾン層破壊の科学アセスメント：2018

オゾン全量南半球分布図（気象庁）



中央の灰色の部分がおゾンホール（放射状の白い領域は衛星データの欠測領域）。

南極のオゾンホール面積の経年変化（気象庁）



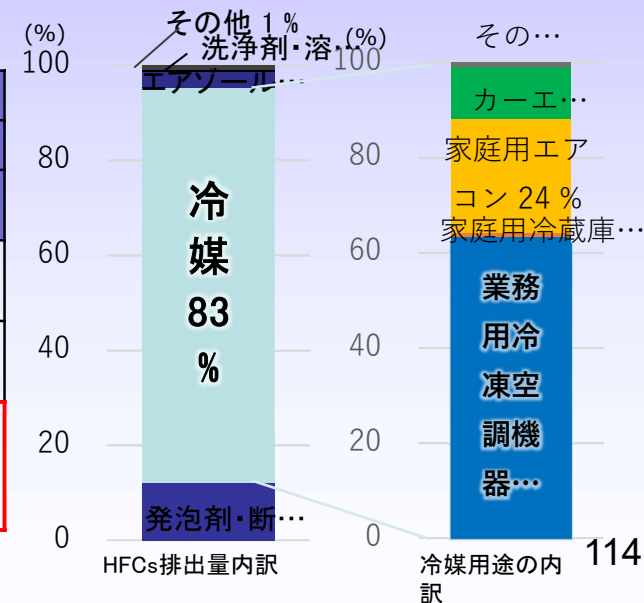
代替フロンが地球温暖化へ与える影響

- 代替フロンは、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化係数（GWP）が二酸化炭素の数十倍から一万倍超と高く、地球に強力な温室効果をもたらす。
- 我が国の温室効果ガス排出量全体は、再エネの導入拡大等によるエネルギー起源のCO₂排出量の減少等で2014年度以降は減少している一方で、特定フロン※から代替フロンへの転換が進んだことに伴い、代替フロンは増加しており、2017年度は、前年度比5.4%増、2013年度比39.8%増。
- 代替フロンを含むフロン類の排出抑制が地球温暖化対策上も喫緊の課題。

※京都議定書の対象ガスではない。

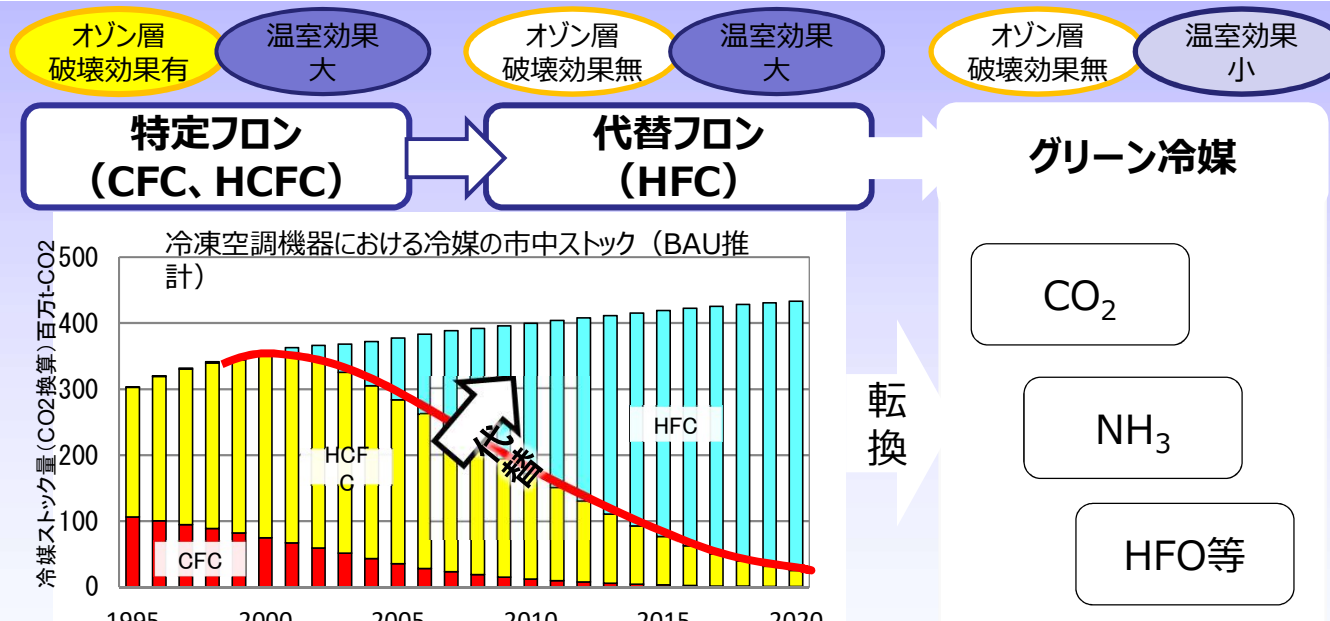
単位： 百万t-CO ₂	2013年 度排出量 [シェア]	2016年 度排出量 [シェア]	2017年度		
			排出量 [シェア]	変化率	
				2013年 度比	2016年 度比
合計	1,410 [100%]	1,308 [100%]	1,292 [100%]	-8.4%	-1.2%
二酸化炭素(CO ₂)	1,317 [93.4%]	1,208 [92.4%]	1,190 [92.1%]	-9.6%	-1.5%
代替フロン (HFCs)	32.1 [2.3%]	42.6 [3.3%]	44.9 [3.5%]	+39.8%	+5.4%

出典：2017年度（平成29年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について



フロン対策の推移

- オゾン層保護のため、オゾン層を破壊する「特定フロン」からオゾン層を破壊しない「代替フロン」に転換を実施。
- 今後、高い温室効果を持つ「代替フロン」から、温室効果の小さい「グリーン冷媒」への転換が必要。
- 現に利用している機器からの排出の抑制も重要。



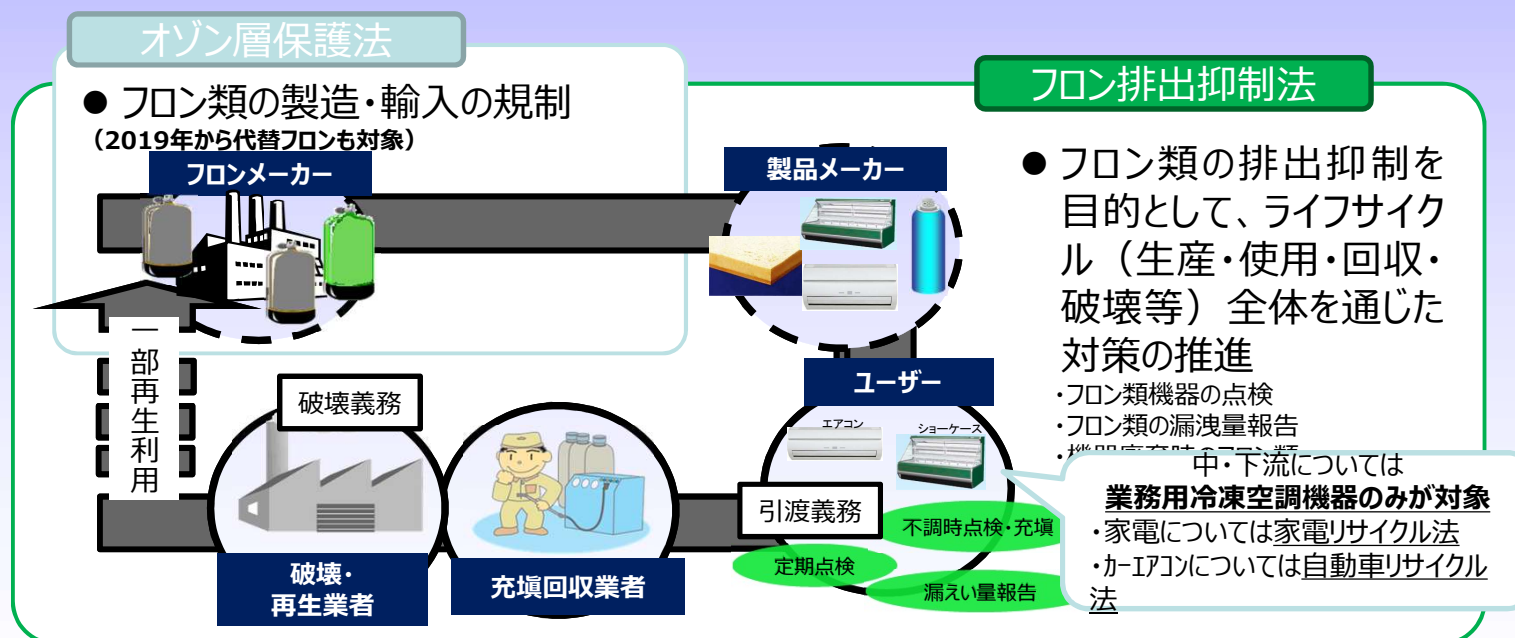
BAU: Business As Usual

※フロン分野の排出推計においては、現状の対策を継続した場合の推計を示す

出典: 第2回 中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会 産業構造審議会 産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ 合同会合 資料4

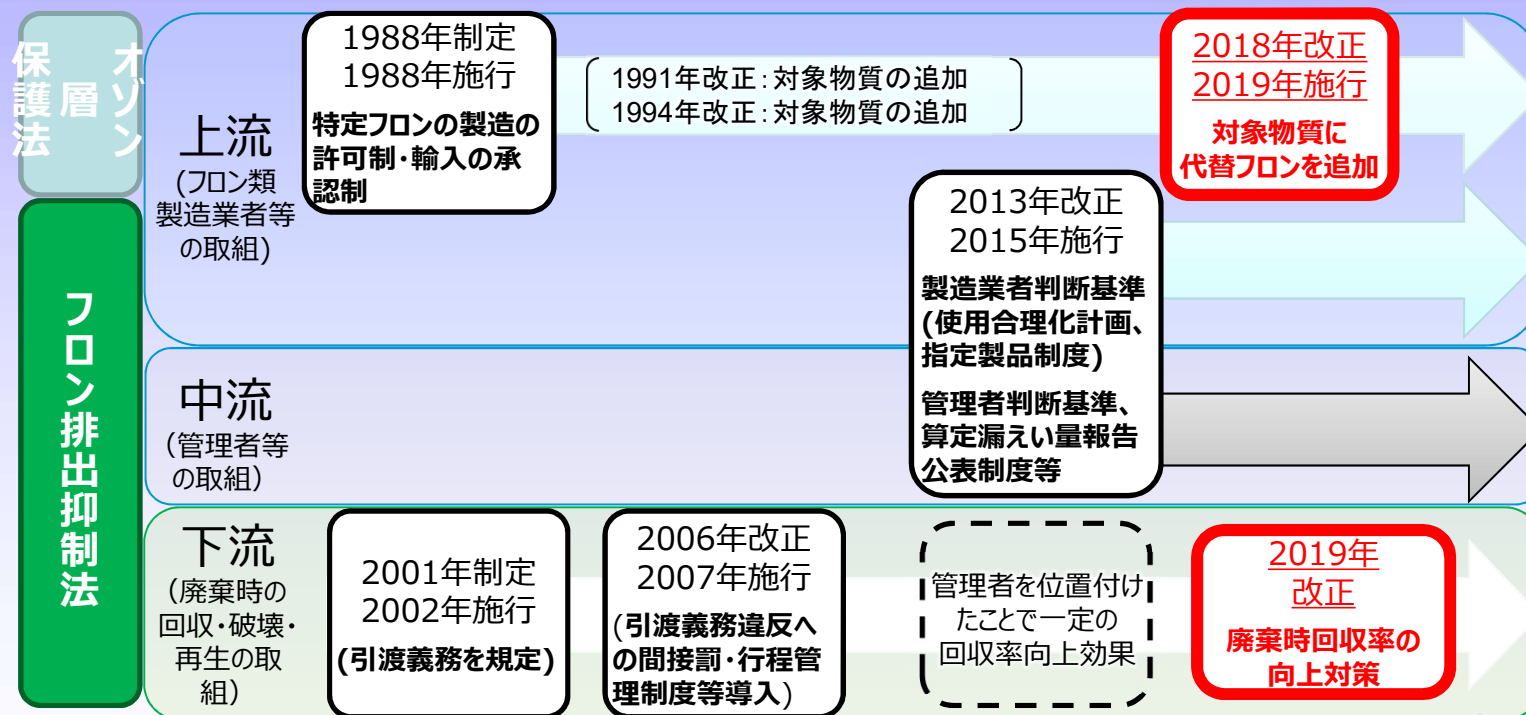
フロン対策の全体像

- **オゾン層保護法**：モントリオール議定書に基づくフロン類の生産量・消費量の削減のため、**フロン類の製造及び輸入の規制措置**を講ずる。
- **フロン排出抑制法**：フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン類の引渡義務など、**フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策**を規定。



フロン対策に関する法制度のあゆみ

- オゾン層保護法は、モントリオール議定書の改正に対応して2018年に改正し、代替フロン（HFC）を規制対象に追加。
- フロン排出抑制法は、制定時（旧フロン回収・破壊法）から廃棄時の対策に取り組み、2013年改正により、ライフサイクル全体を通じた排出抑制を目的とした制度に強化。

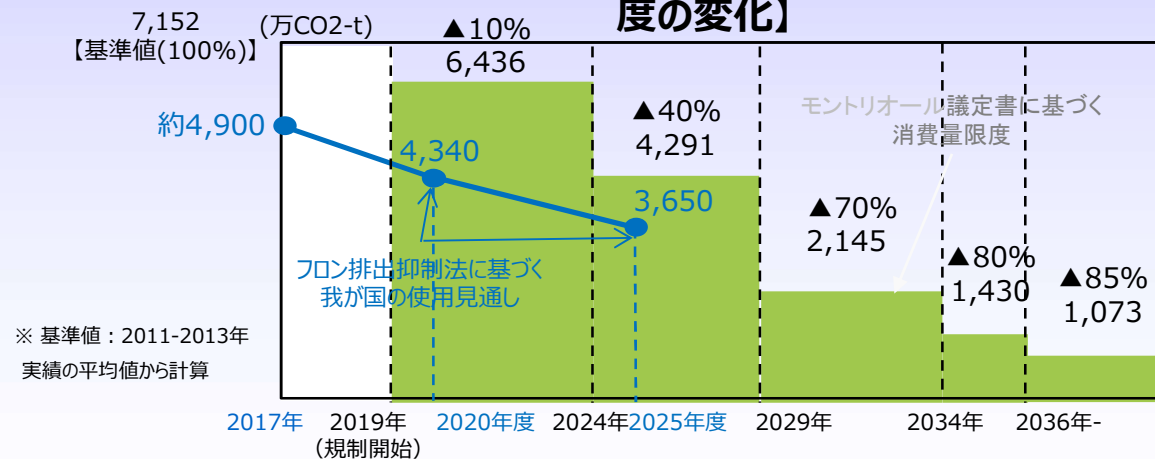


(参考) 地球温暖化対策計画 2016.5 閣議決定

代替フロンの生産・消費の段階的削減（改正オゾン層保護法による対策）

- モントリオール議定書改正に基づき、2019年1月1日から、代替フロンの製造、輸入規制が開始。今後、改正オゾン層保護法に基づき、国全体の代替フロン消費量等の限度が、段階的に切り下げられる。
- 我が国ではモントリオール議定書改正に先んじて、フロン排出抑制法に基づく代替フロンの使用合理化に取り組んできている。
- 特に厳しくなる2029年以降の削減義務を達成すべく、グリーン冷媒及びそれを活用した製品の開発・導入を計画的に推進する。
- グリーン冷媒技術を世界に先駆けて開発し、その成果を他国に波及させていくことにより、世界全体のフロン対策に貢献していく。

【フロン排出抑制法に基づく見通しとモントリオール議定書に基づく国全体の消費量の限度の変化】



代替フロン冷媒及びグリーン冷媒の導入状況

領域	分野	現行の代替フロン冷媒 (GWP)	代替フロン冷媒に代わる グリーン冷媒
①代替が進んでいる、又は進む見通し	家庭用冷凍冷蔵庫	(HFC-134a (1,430))	イソブタン
	自動販売機	(HFC-134a (1,430)) (HFC-407C (1,770))	CO2 イソブタン HFO-1234yf
	カーエアコン	HFC-134a (1,430)	HFO-1234yf
②代替候補はあるが、普及には課題	超低温冷凍冷蔵庫	HFC-23 (14,800)	空気
	大型業務用冷凍冷蔵庫	HFC-404A (3,920) HFC-410A (2,090)	アンモニア、CO2
	中型業務用冷凍冷蔵庫（別置型ショーケース）		CO2
③代替候補を検討中	小型業務用冷凍冷蔵庫	HFC-404A (3,920) HFC-410A (2,090)	
	業務用エアコン	HFC-404A・HFC-125・143a、134aの混合冷媒（44:52:4） HFC-404A・HFC-32・125の混合冷媒（1:1）	
	家庭用エアコン	HFC-32 (675)	

※新規出荷分は、全てグリーン冷媒に転換済

※今後代替が進む見通し。

※環境省が導入支援。（次頁参照）

※経済産業省が開発支援。（次頁参照）

※GWP・・・地球温暖化係数（CO2を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値）

※HFC-404A・HFC-125・143a、134aの混合冷媒（44:52:4）
HFC-404A・HFC-32・125の混合冷媒（1:1）

※HFC-404A・HFC-125・143a、134aの混合冷媒（44:52:4）
HFC-404A・HFC-32・125の混合冷媒（1:1）

グリーン冷媒技術の開発、導入の推進（2020年度フロン関連予算）

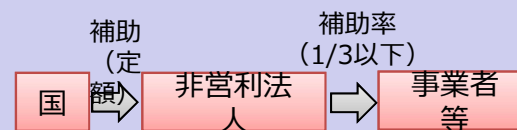
- 以下の役割分担のもと、政府としてグリーン冷媒技術の開発、導入を計画的に推進。
環境省：実用化しつつもコスト等の課題を有する分野での導入支援
経済産業省：現時点でグリーン冷媒への代替技術が見込まれない分野に係る技術開発

環境省

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業

2020年度概算要求額 75億円（2019年度予算額 75億円） 期間：2018～2022年度（5年間）

- ・フロン類の代替技術として省エネ型自然冷媒機器の技術があるものの、イニシャルコストが高いことから導入は限定的。
- ・このため、省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、脱フロン化・低炭素化を進める。
- ・併せて、省エネ型自然冷媒機器の一定の需要を生み出すことで、機器メーカーの低価格化の努力を促進。



経済産業省

省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術及び評価手法の開発事業

2020年度概算要求額7.2億円（2019年度予算額 6.5億円） 期間：2018～2022年度（5年間）

- ・グリーン冷媒は、温室効果が低いが燃焼性を有するものも多く、実用化には、漏えいを想定した着火リスクを評価することが必要。
- ・燃焼性に関するリスク評価手法を、産学官連携のもと世界に先駆けて確立。成果は国際標準化し、日本の技術を海外に展開。



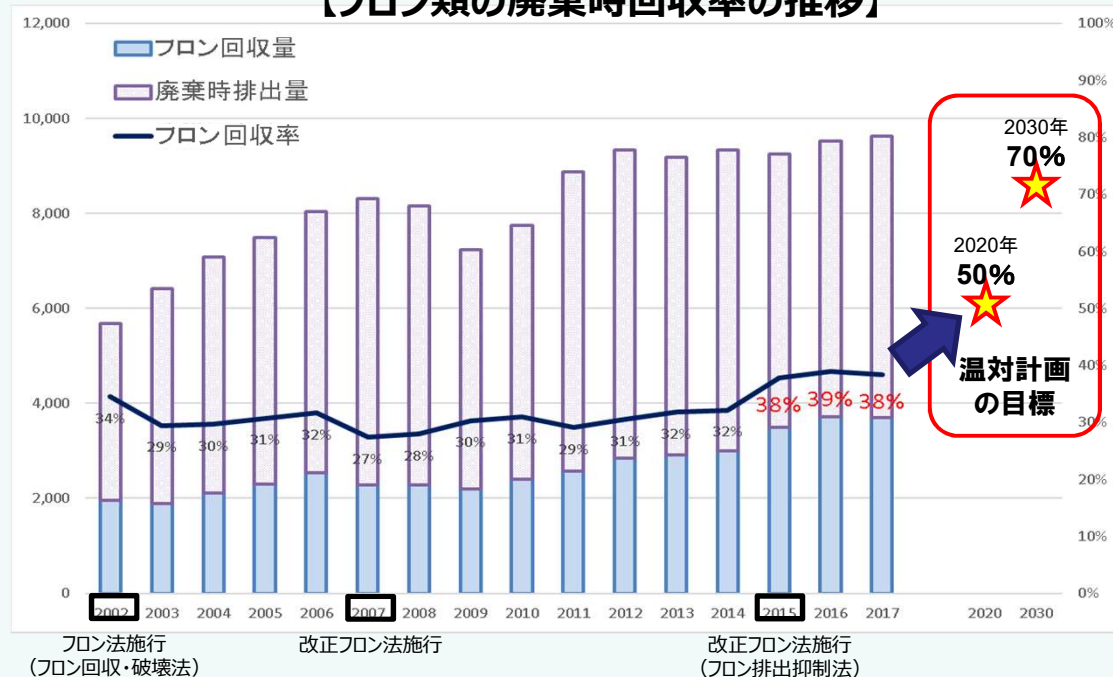
- ・さらに2019年度からは、低温室効果と省エネ性、安全性を両立するグリーン冷媒及び機器技術の開発を支援、実用化を加速。

2. 法改正の概要

機器廃棄時のフロン回収の現状

- 2001年のフロン回収・破壊法制定に伴い、機器廃棄時のフロン回収を制度化。
- 機器廃棄時のフロン回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割弱に止まる。
- 地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)の目標の実現に向け、対策強化が不可欠。

【フロン類の廃棄時回収率の推移】



※我が国は、回収量を正確に把握し、廃棄時回収率を算出公表する世界的に見て高度なシステムを有している。

機器廃棄時のフロン回収率が低迷している要因・課題

- フロン未回収の要因を分析し課題を抽出するため、2018年に、経産省・環境省が共同で、調査・ヒアリングを実施。
- この結果、フロン未回収分（6割強）のうち半分強（3割強）は、機器廃棄時にフロン回収作業が行われなかったことに起因。
- 特に、建物解体に伴う機器廃棄においてフロン回収作業が行われなかった場合が多い。
- また、廃棄物・リサイクル業者が廃棄された機器を引き取る際に、フロン回収作業がされているかどうかを確認する仕組みがなく、フロンが放出されてしまっている場合あり。

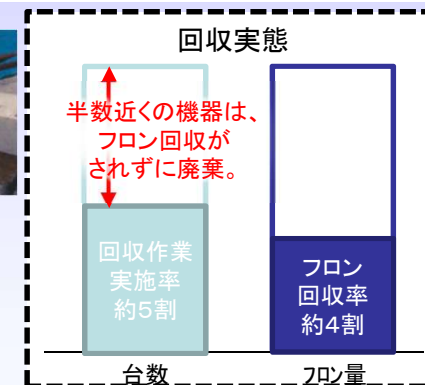
2020年度に廃棄時回収率50%を達成するには、

- 回収作業が行われるようにする対策が必要
- 特に、建物解体時の廃棄への対策が必要
- 廃棄機器を引き取る際にフロン回収を確認する仕組みが必要

※なお、特にビル用マルチエアコンでは、フロン回収が行われた場合でも、回収残があることが判明。フロン回収作業不足や技術的制約等が要因として挙げられるが、今後さらなる調査・分析を実施予定。

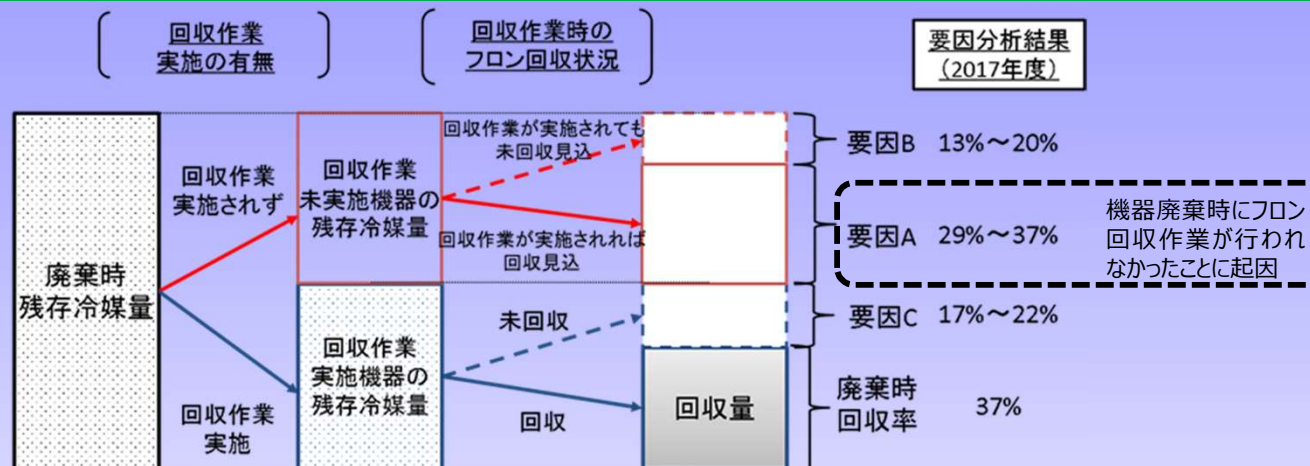


建物解体時に回収作業が行われず、放置されている業務用エアコン



※自動販売機、ウォーターサーバー、ビールサーバーといった特殊な流通をする機器を除外して評価したもの。

機器廃棄時のフロン回収率が低迷している要因・課題



機種		(参考) 廃棄時残存 冷媒量内訳	要因分析		
			要因A	要因B	要因C
空調／ 冷凍冷蔵	大型ターボ	4%	0%	0%	2%~3%
	大型スクルー	0.3%	0%	0%	0%
空調	中型	41%	6%~7%	9%~10%	14%~16%
	小型	23%	10%	0%	0%
冷凍冷蔵	中型	28%	12%~19%	3%~10%	1~3%
	小型	3%	1%	0%	0%
総計		100%	29%~37%	13%~20%	17%~22%

【空調】

- ・中型：ビル用マルチエアコン、ガスヒートポンプエアコン、空調用チリングユニット
- ・小型：店舗用パッケージエアコン、設備用パッケージエアコン

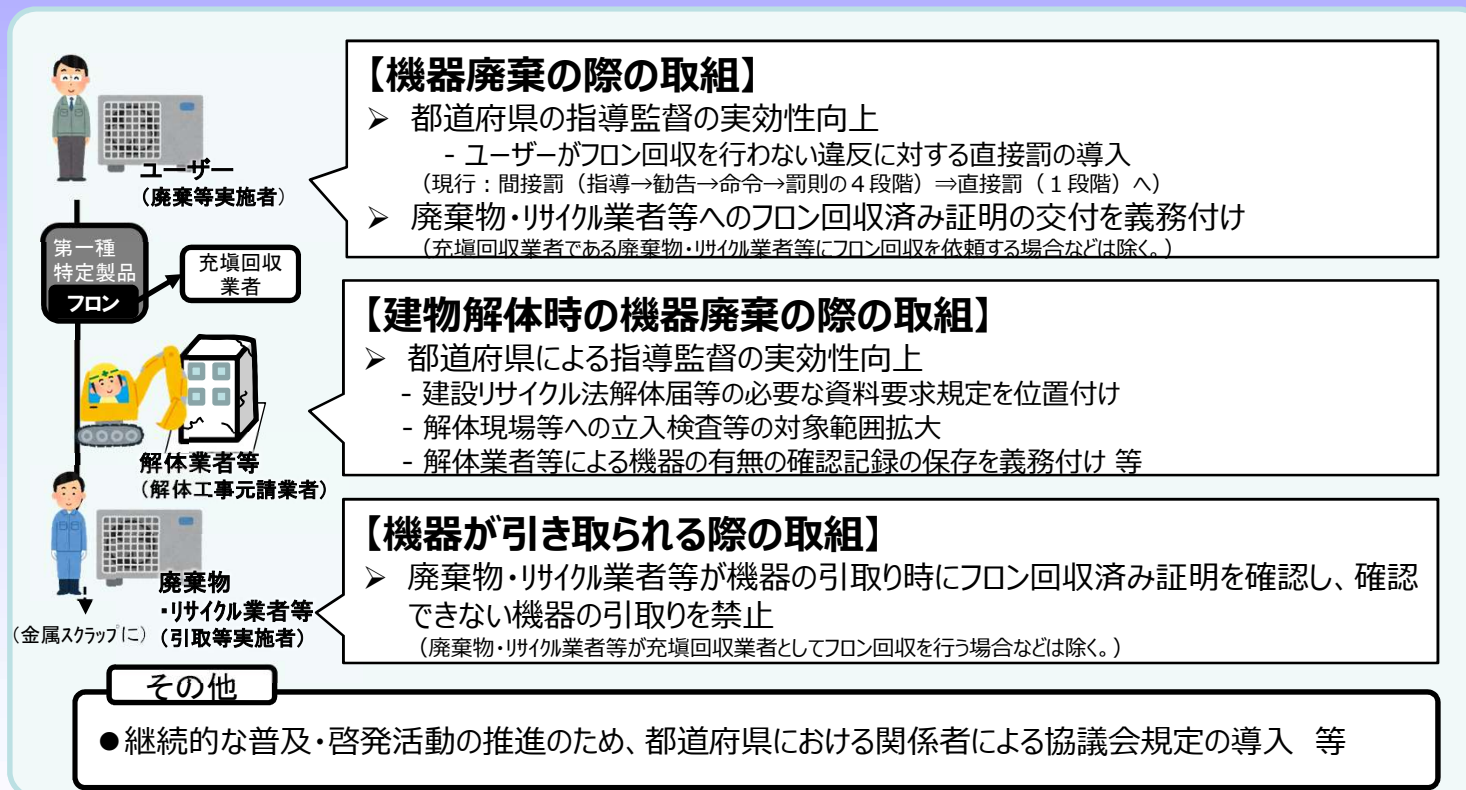
【冷凍冷蔵】

- ・中型：輸送用冷凍冷蔵ユニット、冷凍冷蔵ユニット、コンデンシングユニット、別置型冷蔵ショーケース、冷凍冷蔵用チリングユニット
- ・小型：一体型機器、内蔵型冷蔵ショーケース、業務用冷蔵庫、製氷機、飲料関係機器、自動販売機 等

出典：フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について（平成31年2月 産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会
フロン類等対策WG・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会）

フロン排出抑制法改正のポイント

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、**関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組み**へ。



改正された法律・政令・省令・告示(令和元年10月4日公布)

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第25号)
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和元年政令第119号)
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第120号)
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年経済産業省・環境省令第5号)、特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令の一部を改正する省令(令和元年経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(令和元年経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)
- フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針の一部を改正する件(令和元年経済産業省・国土交通省・環境省告示第50号)
- 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を改正する件(令和元年経済産業省・環境省告示第5号)

3. 改正内容

点検記録簿の保存期間の延長等（管理者判断基準）

- 第一種特定製品の管理者が備えるべき点検及び整備等に係る記録（点検記録簿）の保存期間を「廃棄するまで」から「廃棄等を行い、フロン類の引渡しを完了した日から3年を経過するまで」に延長
- 記録事項に「フロン類の引取り又はフロン類が充填されていないことの確認を行った年月日」及び「当該フロン類の引取り又はフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種フロン類充填回収業者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該引取り又は確認を行った者の氏名を含む。）」を追加（次頁参照）
- 第一種特定製品廃棄等実施者は、廃棄等を行った第一種特定製品について廃棄等の記録を含めた「点検記録簿」、フロン類の引渡しに係る「回収依頼書（又は委託確認書）の写し」及び「引取証明書」の保存が必要となり、これら書面の確認を通じて「廃棄等に係るフロン類の引渡し」が適正に実施されているかを確認することが可能

[illegible]

点検記録簿の記録事項

(1) 管理者名称	・管理する第一種特定製品の管理者の氏名又は名称（※1）
(2) 第一種特定製品の所在等	・管理する第一種特定製品の所在 ・当該管理する第一種特定製品を特定するための情報
(3) 初期充填量等	・管理する第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の種類及び量
(4) 点検に関する事項	・簡易点検を行った旨
①簡易点検	・簡易点検年月日
②定期点検	・定期点検実施年月日 ・定期点検を行った者の氏名（※1） ・定期点検の内容及びその結果（※2）
(5) 修理に関する事項	・修理の実施年月日 ・当該修理を行った者の氏名（※1） ・当該修理の内容及びその結果
(6) 修理困難時に記載する事項	・漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由 ・修理の予定時期
(7) 充填に関する事項	・充填の実施年月日 ・当該充填に係る第一種フロン類充填回収業者の氏名（※1） ・充填したフロン類の種類及び量
(8) 回収に関する事項	・整備時回収の実施年月日 ・回収した第一種フロン類充填回収業者の氏名（※1） ・回収したフロン類の種類及び量
(9) 廃棄等に関する事項	・フロン類の引取り又は充填されていないことの確認の実施年月日
【追加】	・当該引取り又は確認を行った第一種フロン類充填回収業者の氏名（※1）
※1 法人にあっては、その名称及び当該作業を行った者の氏名を含む。	
※2 漏えい又は故障等が認められた場合にあっては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。	

フロン類の引渡義務違反の直罰化等

○第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き※¹、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならないものとし、当該引渡義務違反について、罰則を設ける。

(法第41条及び第104条第2号)

○第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しに関する書面※²の交付義務及び保存義務について、それらの違反に罰則を設ける。

(法第43条、第45条及び第105条第2号から第4号まで)

□ 廃棄等実施者（＝ユーザー）がフロン回収を行わない違反に対し直接罰を導入。

・罰則は50万円以下の罰金

□ 製品にフロンが残存しない場合には、その旨を充填回収業者が確認する必要があることを確認的に規定。

・「主務省令で定めるところ」・・・回収基準に従い吸引しても回収されない確認を行い、その結果を証する書面を交付、保存すること。（規則第27条の2）

□ フロンの引渡しに関する書面の交付義務違反、虚偽記載、保存義務違反等について直接罰を導入。

・罰則は30万円以下の罰金

※ 1：廃棄等実施者が第一種特定製品にフロン類が残存しないと安易に推測してフロン類の引渡しを回避することがないよう、充填回収業者によるフロン類が充填されていないことの確認を受けた場合を除き、当然にフロン類の引渡義務の対象であることを明確化

※ 2：回収依頼書、委託確認書及び引取証明書（いわゆる行程管理票）

フロン類が充填されていないことの確認

- 確認作業の基準（施行規則第27条の2第1項第1号）
施行規則第40条に定めるフロン類の回収に関する基準に従い、基準圧力以下まで吸引してもフロン類が回収されないこと。
また、フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、確認作業を自ら行い又は確認作業に立ち会うこと。
- 確認証明書の交付等（施行規則第27条の2第1項第2号並びに同条第2項及び第3項）
確認を行った充填回収業者は、必要事項を記載した確認証明書を交付し、その写しを3年間保存すること。
また、確認の委託をした廃棄等実施者においても、交付を受けた確認証明書を3年間保存すること。
- 回収依頼書又は委託確認書により回収作業を行ったものの回収量がゼロであった場合
一の契約に含まれる複数台の第一種特定製品のうち、その一部について回収量がゼロであったことをもって、引取証明書と確認証明書の2種類の書面を交付することは要しない。
充填回収業者においては従来どおり回収した全体の台数を回収台数とし、回収量（回収を行った全ての機器についてゼロであった場合にはゼロ）を引取証明書に記載することで差し支えない。なお、回収量がゼロであったものが明確な場合には、回収量がゼロであった台数及びその要因等を可能な限り引取証明書に付記することが望ましい。
- 確認作業を行ったところフロン類が回収された場合
廃棄等実施者は改めて回収依頼書を交付し、回収を行った充填回収業者は引取証明書を交付する必要がある。ただし、確認の委託をした時点において、フロン類が回収された場合についての定めがされ、回収依頼書として必要な事項が記載されている書面が交付されている場合には、単に充填回収業者が引取証明書を交付することで足りる。

解体工事における事前説明書面の保存

○解体工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事）を発注しようとする第一種特定製品の管理者（特定解体工事発注者）から直接当該解体工事を請け負おうとする建設業者（特定解体工事元請業者）は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、書面を交付して説明しなければならないこととされているところ、当該特定解体工事元請業者及び特定解体工事発注者は、それぞれ当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を主務省令で定める期間保存しなければならないものとする。

（法第42条第1項及び第3項）

- 解体工事元請業者、解体工事発注者に対し、特定製品の設置の有無の確認記録の保存を義務付け。
- ・特定製品の設置の有無に関する事前説明がなされないまま、解体工事が開始されると、廃棄等実施者によるフロンの引渡しが行われない可能性があるため、説明義務の適切な履行を促し、説明義務違反に対する指導監督を可能とするため、保存義務を課すこととする。
 - ・「主務省令で定める期間」・・・交付日から3年間（特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面の記載事項等に関する省令第3条）

※第一種特定製品の設置の有無の考え方

従来は、発注者から既に引取証明書が提示され、建築物等に設置されている第一種特定製品に充填されているフロン類が回収済みであることが明らかである場合には、設置の有無の確認を省略できるという観点から、当該建築物等自体が「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの」に該当するとの解釈がなされてきた。

他方で、引取証明書が提示された場合であっても、引取証明書に記載されている情報と実際に設置されている機器の突合等の最低限の確認は必要であること、第一種特定製品の引取り等に際しての引取証明書の写しの交付等の義務が追加され、建設廃棄物としての第一種特定製品の排出事業者責任を有する特定解体工事元請業者はフロン類が回収済みのものも含めて全ての第一種特定製品を把握することが必要となること、フロン類が回収された機器を「第一種特定製品ではない」と解することには法解釈上適切とは言えないこと等を踏まえ、既にフロン類が回収されたものも含めて、「第一種特定製品が設置されている」ものとして運用することが適当である。

第一種特定製品の引取り等に関する規制

○第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償又は無償による譲受け（引取り等）を行おうとする者（第一種特定製品引取等実施者）」に第一種特定製品を引き渡すときは、当該第一種特定製品引取等実施者（第一種フロン類充填回収業者である場合に限る。）にフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合を除き、当該第一種特定製品引取等実施者に引取証明書の写しを交付しなければならないこととし、その違反に罰則を設ける。

（法第45条の2第1項及び第105条第5号）

○第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付するとともに、交付又は回付を受けた引取証明書の写しを主務省令で定める期間保存しなければならないこととし、それらの違反に罰則を設ける。

（法第45条の2第2項及び第3項並びに第105条第5号及び第6号）

□ 廃棄等実施者に、引取等実施者（廃棄物・リサイクル業者等）への回収済み証明の交付を義務付け。

・罰則は30万円以下の罰金

・「主務省令で定める場合」・・・引取等実施者にフロンの引渡しの委託を行う場合
フロンが残存していないことの確認を受けた場合
都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合（以上、規則第48条の3）

□ 引取等実施者に、引取り等の再委託等に際してフロン回収済み証明の回付及びその保存を義務付け。

・罰則は30万円以下の罰金

・「主務省令で定める期間」・・・3年間又は再委託先に回付するまでのいずれか短い期間（規則第48条の5） 134

第一種特定製品の引取り等に関する規制

○何人も、第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならないこととし、その違反に罰則を設ける。

(法第45条の2第4項及び第104条第3号)

□ 引取等実施者は特定製品の引取り時に回収済み証明を確認し、確認できない場合の引取りを禁止。

・罰則は50万円以下の罰金

・「主務省令で定める場合」・・・引取等実施者が充填回収業者としてフロンの引取りを行う場合
引取等実施者がフロンの引渡しの委託を受ける場合
やむを得ない場合として都道府県知事が認める場合（以上、規則第48条の6）

※従来、廃棄等された第一種特定製品の流通そのものについては、何ら規制がされていなかったところ、廃棄等された第一種特定製品の処分等を行う廃棄物・リサイクル業者等について、「第一種特定製品引取等実施者」として位置づけ、第一種特定製品の廃棄等及び引取り等に際して、フロン類の引渡しの履行の有無の状況が適正に伝達されることにより、廃棄等された第一種特定製品の適正な流通を確保するために必要な規制を導入するもの

※第一種特定製品の定義にある「冷媒としてフロン類が充填されているもの」とは、冷媒としてフロン類以外のものが充填されるものと区別する趣旨であって、現にフロン類が充填されている機器に限定し、同型の製品でフロン類の充填前又は回収後のものを除く趣旨ではない。今回の法改正により、法第41条において第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認について規定し、法第45条の2においてフロン類が引渡し完了したのものについても第一種特定製品としてその引取り等についての規制を設けるなど、「フロン類が回収され、残存していないものも第一種特定製品であること」を明確にしている。（従前から、製造等においては、出荷時点でフロン類が充填されていないものについても第一種特定製品としての表示を行いこととされている。）

「引取り等」とは

- 引取り等

- ・ 第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り
- ・ その全部又は一部を原材料又は部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償又は無償での譲受け

- 廃棄等（参考）

- ・ 廃棄すること
- ・ その全部又は一部を原材料又は部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償又は無償で譲渡

※いわゆる中古品の買取りは、「全部又は一部を原材料又は部品その他の製品の一部として利用することを目的」としないものであり、引取り等には該当しない。

※第一種特定製品を買い取る場合において、その時点で中古品として再度販売するのか、金属資源等として売却するのかが不明な場合、当該買取りを行った者が、中古品か金属資源かの判断を行う権限を有しており、買取りの後、中古品として売却するのであれば廃棄等に該当しない。一方で、金属資源として売却することを意思決定した場合には、その時点から、当該買取りを行った者は廃棄等実施者に該当する（買取りの後、金属資源として売却するまでの間は、管理者としての管理責任も負う。）。

※他方、実態上廃棄等されている第一種特定製品について、安易に中古品であるとの抗弁を許さぬよう、当該第一種特定製品の管理状況や点検記録簿の移管状況の確認等、厳格な対処が必要。

「引取り等」の対象となる「第一種特定製品」の範囲

- 廃棄等及び引取り等の際には、室外機と室内機が別々に処理される場合には、「引取り等」の規制の対象となる「第一種特定製品」については、冷媒の保有機構を有する機器（一般には室外機が該当）のみが対象となる。（機器の使用時においては、別置型の機器についても、室内機も含めた一体の設備として機能しているものであって一体として管理）
- 第一種特定製品としての形状・機構を保っているものが対象であって、既に破砕・中間処理等がされた金属くずは、当然に対象とならない。

対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



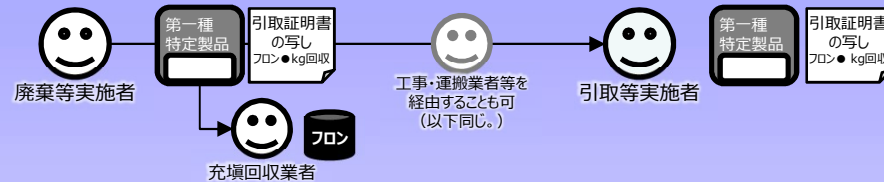
室内機のみ



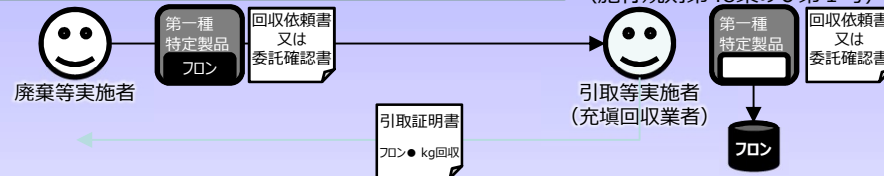
破砕済みの鉄くず

フロン回収済み証明の交付と機器の引取り等

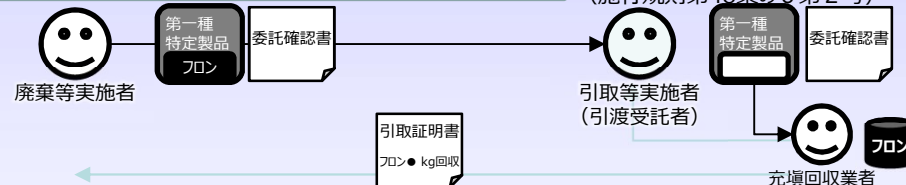
引取等実施者に引取証明書の写しを送付



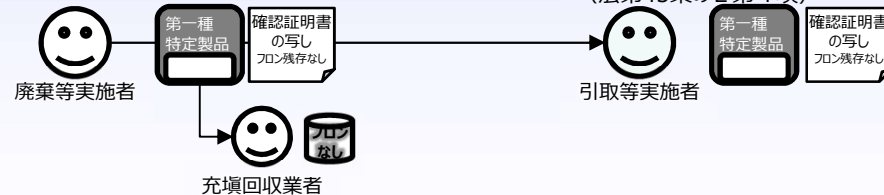
引取等実施者（充填回収業者）にフロン回収を依頼



引取等実施者（引渡受託者）にフロン回収の仲介を依頼



引取等実施者に確認証明書の写しを送付



引取証明書の写しの交付方法 (施行規則第48条の2)

- ① 二以上の引取等実施者の場合、引取等実施者ごとに交付
- ② 第一種特定製品を引き渡す際に交付
- ③ 第一種特定製品の引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該受託者を経由して交付可能

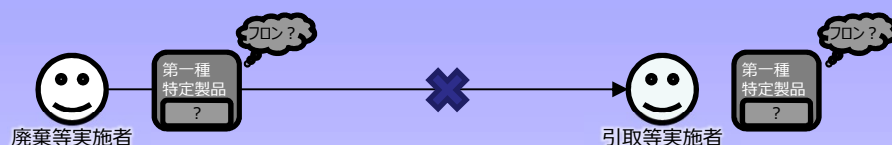
※FAX・Eメール等も可

引取証明書の写しの交付を要しない場合

※他に、都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合
(施行規則第48条の3第3号)
(施行規則第48条の6第3号)

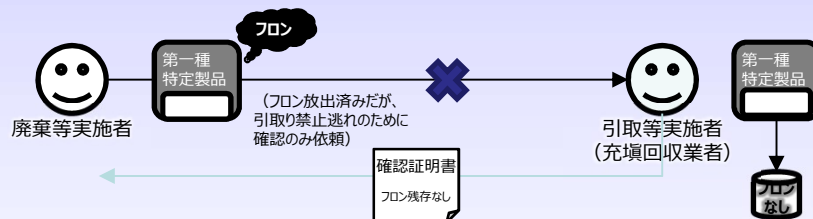
第一種特定製品の引渡し・引取り等ができない場合

フロンが不明のままに処分等を依頼



廃棄等実施者から引取等実施者に対して、引取証明書や確認証明書の写しの交付がなく（フロンが残存状況が不明で）、かつ、回収依頼書や委託確認書によるフロンの回収依頼がない（フロン回収の予定がない）場合、機器の引取り等を禁止。

引取等実施者（充填回収業者）にフロンが残存しない確認を依頼



フロン類が充填されていないことの確認は引取り等を行う前に行うものであって、第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認の受託と併せて当該第一種特定製品の処分等を受託する場合においては引取り等を行うことはできない（引取り等を行うことができるのはあくまで確認証明書の写しの交付を受けた場合）。

引取等実施者による書面の保存期間

- 第一種特定製品引取等実施者は、引取証明書（確認証明書）の写しについて、その交付若しくは回付を受けた日から3年間保存する必要がある。
 - ただし、引取等実施者が第一種特定製品の処分の再委託又は再譲渡を行う際は、当該再委託又は再譲渡に係る回付をするまでの間保存する必要がある。
（法第45条の2第3項並びに施行規則第48条の3第2項第1号及び第48条の5）
 - また、引取等実施者が第一種特定製品の処分の再委託や再譲渡を行う際の回付方法は、廃棄等実施者からの交付方法と同様である。
（法第45条の2第2項並びに施行規則第48条の3第2項第2号及び第48条の4）
 - ① 二以上の引取等実施者の場合、引取等実施者ごとに交付
 - ② 第一種特定製品を引き渡す際に交付
 - ③ 第一種特定製品の引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該受託者を經由して交付可能
- ※FAX・Eメール等も可

都道府県知事がやむを得ないとして認める場合

- 第一種特定製品の廃棄等に際して引取証明書の写しの交付を要しない場合又は第一種特定製品の引取り等を行うことができるものと都道府県知事が認める場合として想定されるもの
 1. 廃棄等実施者が法第45条第4項に基づく報告（所定の期間内に引取証明書の交付を受けない場合等の都道府県知事への報告）をした場合
 2. 土地所有者等が不法投棄された第一種特定製品を処理する場合
 3. 非常災害が発生し、災害廃棄物として第一種特定製品を処理する場合

※標準的な手続きやその際に用いる書面の書式等の例については、別途通知する

※都道府県知事の認定を経ずに、通常どおりフロン類の引渡しやフロン類が残存しないことの確認の手続きを行うことを妨げるものではない。

都道府県の監督権限の拡充

○都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者が法を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとし、これらの者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(法第49条第5項及び第8項)

○都道府県知事による報告徴収の対象に特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者を、立入検査の対象にそれらの事務所又は事業所、第一種特定製品の引取り等を行う場所及び解体工事に係る建築物その他の工作物又は解体工事の場所を加える。

(法第91条及び第92条)

○都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めることができるものとする。

(法第93条第2項)

□ 都道府県による指導監督の実効性向上のため、以下の措置を講じる。

- ・勧告・命令の対象の拡大（廃棄等実施者又は引取等実施者に対する勧告・命令）
- ・報告徴収・立入検査の対象の拡大（解体工事元請業者、引取等実施者への報告徴収、それらの事務所、解体工事現場等への立入検査）
- ・建設リサイクル法に基づく解体届等の必要な資料の要求を、関係地方公共団体の長等に対して行うことができる旨の規定を位置付け

その他

○都道府県は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進するために必要な措置について協議するための協議会を組織することができるものとする。

(第99条の2)

○施行規則第49条認定業者の要件として、フロン類の運搬基準の遵守及び記録閲覧への対応を追加する。
(施行規則第49条)

○充填回収業者は、法第41条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を行うことがその業務に追加されたところ、これについても、記録及び報告するものとする。
(施行規則第51条、第52条及び様式第3)

○都道府県知事が主務大臣に通知する事項についても、法第41条の規定によるフロン類が充填されていないことの確認を追加するものとする。併せて、「エアコンディショナー」及び「冷凍冷蔵機器」の区分を設けるものとする。
(施行規則様式第4)

○第一種特定製品の表示事項として、「冷媒として充填されているフロン類の回収が行われていない当該第一種特定製品の引取り等が禁止されていること」を追加するものとする。
(施行規則第94条)

- 普及・啓発活動の推進のため、都道府県において関係者による協議会の組織ができることとする。
 - ・「関係者」としては、都道府県知事、フロン類若しくはフロン類使用製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者を構成員とする団体その他の都道府県知事が必要と認める者を想定している。

施行規則様式第 4

改正後										現行																																																																																																																																																																																																					
第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する通知書										第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する通知書																																																																																																																																																																																																					
経済産業大臣 環境大臣					殿 殿					年 月 日					年 月 日																																																																																																																																																																																																
都道府県知事					印					都道府県知事					印																																																																																																																																																																																																
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 4 7 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり通知します。										フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 4 7 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり通知します。																																																																																																																																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">CFC</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(1) エアコンディショナー</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(2) 冷蔵庫及び冷凍機器</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(3) 合計</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>設置以外</th> <th>設置</th> <th>設置以外</th> <th>設置</th> <th>設置以外</th> <th>設置</th> <th>設置以外</th> <th>設置</th> <th>設置以外</th> </tr> <tr> <td colspan="2">CFC が充填された第一種特定製品の台数</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">充填された量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">(1) エアコンディショナー</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(2) 冷蔵庫及び冷凍機器</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(3) 合計</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>整備</th> <th>廃棄等</th> <th>整備</th> <th>廃棄等</th> <th>整備</th> <th>廃棄等</th> <th>整備</th> <th>廃棄等</th> <th>整備</th> <th>廃棄等</th> </tr> <tr> <td colspan="2">CFC が回収された第一種特定製品の台数</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">回収された量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第一種フロン類再生業者に引き渡された量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">フロン類破壊業者に引き渡された量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 4 9 条第 1 号に規定する者に引き渡された量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> </table>										CFC		(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵庫及び冷凍機器		(3) 合計				設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	CFC が充填された第一種特定製品の台数		台	台	台	台	台	台	台	台	充填された量		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵庫及び冷凍機器		(3) 合計						整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	CFC が回収された第一種特定製品の台数		台	台	台	台	台	台	台	台	回収された量		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量								kg	kg	第一種フロン類再生業者に引き渡された量								kg	kg	フロン類破壊業者に引き渡された量								kg	kg	法第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量								kg	kg	第 4 9 条第 1 号に規定する者に引き渡された量								kg	kg	年度末に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量								kg	kg	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">CFC</th> <th style="text-align: left;">設置</th> <th style="text-align: left;">設置以外</th> </tr> <tr> <td colspan="2">CFC が充填した第一種特定製品の台数</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">充填した量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>整備</td> <td>廃棄等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">CFC を回収した第一種特定製品の台数</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">回収した量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第一種フロン類再生業者に引き渡された量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">フロン類破壊業者に引き渡された量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 4 9 条第 1 号に規定する者に引き渡された量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> </table>										CFC		設置	設置以外	CFC が充填した第一種特定製品の台数		台	台	充填した量		kg	kg			整備	廃棄等	CFC を回収した第一種特定製品の台数		台	台	回収した量		kg	kg	年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量		kg	kg	第一種フロン類再生業者に引き渡された量		kg	kg	フロン類破壊業者に引き渡された量		kg	kg	法第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量		kg	kg	第 4 9 条第 1 号に規定する者に引き渡された量		kg	kg	年度末に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量		kg	kg
CFC		(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵庫及び冷凍機器		(3) 合計																																																																																																																																																																																																									
設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外																																																																																																																																																																																																						
CFC が充填された第一種特定製品の台数		台	台	台	台	台	台	台	台																																																																																																																																																																																																						
充填された量		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg																																																																																																																																																																																																						
(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵庫及び冷凍機器		(3) 合計																																																																																																																																																																																																											
整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等																																																																																																																																																																																																						
CFC が回収された第一種特定製品の台数		台	台	台	台	台	台	台	台																																																																																																																																																																																																						
回収された量		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg																																																																																																																																																																																																						
年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
第一種フロン類再生業者に引き渡された量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
フロン類破壊業者に引き渡された量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
法第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
第 4 9 条第 1 号に規定する者に引き渡された量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
年度末に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
CFC		設置	設置以外																																																																																																																																																																																																												
CFC が充填した第一種特定製品の台数		台	台																																																																																																																																																																																																												
充填した量		kg	kg																																																																																																																																																																																																												
		整備	廃棄等																																																																																																																																																																																																												
CFC を回収した第一種特定製品の台数		台	台																																																																																																																																																																																																												
回収した量		kg	kg																																																																																																																																																																																																												
年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量		kg	kg																																																																																																																																																																																																												
第一種フロン類再生業者に引き渡された量		kg	kg																																																																																																																																																																																																												
フロン類破壊業者に引き渡された量		kg	kg																																																																																																																																																																																																												
法第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量		kg	kg																																																																																																																																																																																																												
第 4 9 条第 1 号に規定する者に引き渡された量		kg	kg																																																																																																																																																																																																												
年度末に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量		kg	kg																																																																																																																																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">HCFC</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(1) エアコンディショナー</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(2) 冷蔵庫及び冷凍機器</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(3) 合計</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>設置以外</th> <th>設置</th> <th>設置以外</th> <th>設置</th> <th>設置以外</th> <th>設置</th> <th>設置以外</th> <th>設置</th> <th>設置以外</th> </tr> <tr> <td colspan="2">HCFC が充填された第一種特定製品の台数</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">充填された量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">(1) エアコンディショナー</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(2) 冷蔵庫及び冷凍機器</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(3) 合計</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>整備</th> <th>廃棄等</th> <th>整備</th> <th>廃棄等</th> <th>整備</th> <th>廃棄等</th> <th>整備</th> <th>廃棄等</th> <th>整備</th> <th>廃棄等</th> </tr> <tr> <td colspan="2">HCFC が回収された第一種特定製品の台数</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">回収された量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第一種フロン類再生業者に引き渡された量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">フロン類破壊業者に引き渡された量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 4 9 条第 1 号に規定する者に引き渡された量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> </table>										HCFC		(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵庫及び冷凍機器		(3) 合計				設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	HCFC が充填された第一種特定製品の台数		台	台	台	台	台	台	台	台	充填された量		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵庫及び冷凍機器		(3) 合計						整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	HCFC が回収された第一種特定製品の台数		台	台	台	台	台	台	台	台	回収された量		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量								kg	kg	第一種フロン類再生業者に引き渡された量								kg	kg	フロン類破壊業者に引き渡された量								kg	kg	法第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量								kg	kg	第 4 9 条第 1 号に規定する者に引き渡された量								kg	kg	年度末に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量								kg	kg	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">HCFC</th> <th style="text-align: left;">設置</th> <th style="text-align: left;">設置以外</th> </tr> <tr> <td colspan="2">HCFC が充填した第一種特定製品の台数</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">充填した量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>整備</td> <td>廃棄等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">HCFC を回収した第一種特定製品の台数</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">回収した量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> </table>										HCFC		設置	設置以外	HCFC が充填した第一種特定製品の台数		台	台	充填した量		kg	kg			整備	廃棄等	HCFC を回収した第一種特定製品の台数		台	台	回収した量		kg	kg	年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量		kg	kg																				
HCFC		(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵庫及び冷凍機器		(3) 合計																																																																																																																																																																																																									
設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外																																																																																																																																																																																																						
HCFC が充填された第一種特定製品の台数		台	台	台	台	台	台	台	台																																																																																																																																																																																																						
充填された量		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg																																																																																																																																																																																																						
(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵庫及び冷凍機器		(3) 合計																																																																																																																																																																																																											
整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等																																																																																																																																																																																																						
HCFC が回収された第一種特定製品の台数		台	台	台	台	台	台	台	台																																																																																																																																																																																																						
回収された量		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg																																																																																																																																																																																																						
年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
第一種フロン類再生業者に引き渡された量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
フロン類破壊業者に引き渡された量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
法第 5 0 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
第 4 9 条第 1 号に規定する者に引き渡された量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
年度末に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量								kg	kg																																																																																																																																																																																																						
HCFC		設置	設置以外																																																																																																																																																																																																												
HCFC が充填した第一種特定製品の台数		台	台																																																																																																																																																																																																												
充填した量		kg	kg																																																																																																																																																																																																												
		整備	廃棄等																																																																																																																																																																																																												
HCFC を回収した第一種特定製品の台数		台	台																																																																																																																																																																																																												
回収した量		kg	kg																																																																																																																																																																																																												
年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量		kg	kg																																																																																																																																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">法第 4 1 条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(1) エアコンディショナー</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(2) 冷蔵庫及び冷凍機器</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">(3) 合計</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </table>										法第 4 1 条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数		(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵庫及び冷凍機器		(3) 合計				台	台	台	台	台	台																																																																																																																																																																																						
法第 4 1 条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数		(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵庫及び冷凍機器		(3) 合計																																																																																																																																																																																																									
		台	台	台	台	台	台																																																																																																																																																																																																								

改正により追加された罰則

※罰則の（）内は当該罰則の対象となる者

対象者	義務	改正前の罰則 (間接罰のみ)	改正後の罰則	
			間接罰	直接罰
廃棄等実施者	フロン類の引渡義務 (第 41 条)	50 万円以下の罰金 (命令に違反した者)	50 万円以下の罰金 (命令に違反した者)	50 万円以下の罰金 (引渡しも引渡しの委託もせずに廃棄等を行った者)
	回収依頼書の交付義務 (第 43 条第 1 項)			30 万円以下の罰金 (書面を交付しなかった者、虚偽の記載等をして交付した者、保存しなかった者)
	委託確認書の交付義務 (第 43 条第 2 項)			
	回収依頼書の写し、委託確認書の写しの保存義務 (第 43 条第 4 項)			
	引取証明書の保存義務 (第 45 条第 3 項)			
	引取証明書の写しの交付義務 (第 45 条の 2 第 1 項)	—		
引取等実施者	引取証明書の写しの回付及びその写しの保存義務 (第 45 条の 2 第 2 項)	—	50 万円以下の罰金 (命令に違反した者)	30 万円以下の罰金 (書面を交付しなかった者、虚偽の記載等をして交付した者、保存しなかった者)
	引取証明書の写しの保存義務 (第 45 条の 2 第 3 項)	—	50 万円以下の罰金 (命令に違反した者)	50 万円以下の罰金 (主務省令で定める場合を除く引取り等を行った者)
	主務省令で定める場合を除く引取り等の禁止 (第 45 条の 2 第 4 項)	—	20 万円以下の罰金 (報告拒否、虚偽報告、検査拒否等をした者)	
	報告徴収及び立入検査の受忍義務 (第 91 条及び第 92 条)	—	20 万円以下の罰金 (報告拒否、虚偽報告、検査拒否等をした者)	
特定解体工事元請業者	報告徴収及び立入検査の受忍義務 (第 91 条及び第 92 条)	—	20 万円以下の罰金 (報告拒否、虚偽報告、検査拒否等をした者)	

